

◎議 事 日 程 (第 4 号)

平成18年12月15日 (金曜日) 午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員 (30名)

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
3番	三 輪 久 之 君	4番	日 永 貴 章 君
5番	吉 川 三津子 君	6番	榎 本 雅 夫 君
7番	岩 間 泰 彦 君	8番	田 中 秀 彦 君
9番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

---

◎欠 席 議 員 (なし)

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	助 役	山 田 信 行 君
教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	八 木 富 夫 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
		市 民 生 活 ・	
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	保 健 部 長	藤 松 岳 文 君
福 祉 部 長	水 谷 正 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

八 開  
総合支所長 飯 田 十志博 君  
市民課長 佐 藤 喜 光 君

佐 織  
総合支所長 山 崎 敏 次 君  
保険年金課長 水 谷 辰 也 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 伊 藤 辰 雄  
書 記 田 尾 武 広

議事課長 服 部 秀 三

---

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

おはようございます。引き続き御苦勞さまでございますが、御案内の定刻になりました。全員御出席していただいておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

一般質問を続行いたします。  
一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。  
最初に、通告順位10番の10番・真野和久議員の質問を許します。

○10番（真野和久君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告に従って4点質問をさせていただきます。

まず、今回4点は、1点目としては、いじめ・不登校の解決に向けて、2点目として、トヨーボールのアスベスト問題の対策について、それから3点目として、子供の医療費の無料化の拡大について、4点目として、総代の体制について、質問いたします。

まず、いじめ・不登校の問題の解決に向けてであります。

先日から、子供がいじめられて自殺する大変痛ましい事件が今相次いでおります。福岡県の中学2年生の男子生徒は、いじめられてもう生きていけないと遺書を残して命を絶ちました。昨年9月に自殺を図って、そしてことし1月に死亡した北海道滝川市の小学校6年生の女子の児童も、残された遺書からいじめが原因だということがわかりました。そして、福岡では、対応した校長先生が自殺する、そういう痛ましいことも起こりました。本当に、いじめは絶対に見過ごさない、しっかりとした対応をしていくことが必要であります。担任任せにせず、学校の先生、そして保護者の方々、クラスの子供たちが、ケースはさまざまですが、協力して解決していく、そうした努力が必要であります。

今回、愛西市では、教育委員会が緊急アピールを出して、また現在、学校にいじめ・不登校の対策委員会をつくって、日常から対応しているというふうに伺っています。そうした対応が具体的にどういうふうに行われているのでしょうか。

そこで、一つ目として、本市におけるいじめ・不登校問題の状況と取り組みについて、愛西市におけるいじめ・不登校の現状、そしていじめ・不登校に対してどのような対応をしているのか。また、昨今のこうしたいじめによる自殺といった報道の影響についてお尋ねいたします。

また、二つ目として、今後、いじめ・不登校問題の解決に向けて対策を強化していかなければなりません。一つは、生徒や保護者の相談の機会をふやすためにも、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校にも配置していくこと。また、専門のNPOなどへの依頼など幅広い対応をしていく。特に不登校の問題では、現在、蟹江町に「あいりす」という学校

生活適応指導教室がありますが、こうした対策を本市においてもぜひともとっていただきたいというふうに考えます。

また3点目として、やはりこうした問題に関しては、恒常的にしっかりとした対応をしていくことが必要であります。いじめや不登校の問題など、事件が発生したときに対応していくというだけでなく、常に先生、そして生徒、そして保護者がこうした問題について考える機会をつくり、また先生が一人ひとりの生徒をしっかりと見ていくことが必要であります。特に当事者になった子供たちだけではなくて、その周りにいる子供たちに対してもしっかりとした目配りをしていくことが必要だと考えます。このような点について、答弁をお願いいたします。

二つ目は、トーヨーボールのアスベスト問題の対策についてであります。

以前も、解体がされるということで、それに対する対応をしっかりとやっていただけるように要望いたしました。そうしたこのトーヨーボールの解体についてであります。当初は6月ごろから撤去工事が始まり、この12月ごろには撤去されるというような話もありました。しかし、いまだに工事は進んでおりません。建物の中には、アスベストがむき出しになったり、また外からも見える、そんなような状態ではあります。本当にしっかりとした飛散対策をしていくことが必要であります。

現在のトーヨーボールの状況について、解体が行われなくなった経緯と、この間の県・稲沢市の対応を、愛西市としてどのように把握しているのでしょうか。また、市としてどのような働きかけをしてきているのでしょうか。また、県がアスベストの調査などを行っておりますが、そうした結果はどういうふうになっているのか。そして、この12月にも再度競売が行われるというふうに聞いておりますが、その見込みと、またその後、どのようなスケジュールになっていくのかについてお尋ねします。

二つ目に、競売が行われて、今後解体工事が進み始めるかもしれませんが、しかし、まずは今の状況をしっかりと調査をし、対策をとっていくことも必要であります。稲沢市は、環境調査の中にアスベストの調査を含めて、トーヨーボールの隣接地でも調査をしています。また、県の調査結果によって説明文なども配布をしたというふうにも聞いています。愛西市でも、こうした隣接する地域でアスベストの飛散の調査をするべきではないかというふうに考えます。ただ、トーヨーボールはアスベストを製造する工場ではないために、恒常的にアスベストが飛散しているわけではありませんので、なかなかそうしたものが検出されづらいという話もお聞きしました。その点でも、恒常的な監視ということを含めたことが必要ではないかというふうに考えます。

また、県や稲沢市に対して、10月には目視の調査を行ったようでありますが、しっかりとした現地調査を行うように、愛西市としても要請することが必要だと思います。また、隣接地域でも、この愛西市の中でのトーヨーボールに対する隣接地域でのこうした調査などに基づいた説明会等を実施することが必要だと思います。

また、今後の競売が行われ、解体が始まった場合の対応についても、前回、この問題を取り上げたときにもお願いをいたしました。今後、県・稲沢市と十分に情報交換をし、解体が

決まったときには事前に隣接地域での説明会を開催する、また解体作業の監視や指導、こうしたものを関係機関としっかりと連携しながら行っていくように、改めて求めます。

次に3点目に、子供の医療費の無料化の拡大についてであります。

現在、子供の医療費の助成制度は、県内63ある自治体の中で、入院ではすべて就学前まで、通院では60の自治体が就学前までやっております。そして、今年度助成を拡大する自治体は12の自治体、来年度からは甚目寺町、飛島村、設楽町に続いて弥富市も小学校卒業まで無料化を拡大いたします。日本の全国の都道府県の状況を見ても、東京都が来年度から中学校卒業まで助成を拡大することを考えています。愛知県でも、知事選をにらんで、通院では就学前、入院では中学校卒業まで無料にするというようなマニフェストの中での政策を表明した方もおられます。実際に、国の方でも医療保険制度の改正で、2008年度から現行の3歳以下から中学校卒業まで2割負担を拡大することになっています。こうした状況の中で、本当に今こそ子供の医療費無料化の拡大、この愛西市でも率先してやっていくことが必要ではないでしょうか。

少子化の進行というものは、子供自身の成長に影響するだけではなくて、人口構造の高齢化や、将来の生産年齢人口の減少など、日本の社会経済や社会保障のあり方にも大変大きな影響を及ぼすものであります。

少子化の一因に、働く女性がふえているにもかかわらず、働きながら安心して子供を産み、そしてまた育てることのできる環境がいまだに整っていないということもあります。乳幼児を持つ若い夫婦にとって、家庭の医療費の負担も大変大きなものとなっています。病気の早期発見・早期治療のためにも、そして子供の心身の健全な発達を促すためにも、本当にどこでもいつでも安心してお医者さんにかかれる、そういうふうにしていくことが必要だと思います。

そうした中で質問したいのは、1点目として、県内自治体のこうした助成拡大の動きに対して、それをどういうふうに把握し、またこの子供の医療費の助成の拡大について、愛西市としてどのように考えて評価しているのでしょうか。

2点目として、助成を拡大した場合の市の負担について、愛西市における利用状況や助成負担の状況、また小学校卒業まで、中学校卒業まで拡大した場合の市の負担どのぐらいと見込まれているのでしょうか、お尋ねします。

そして、こうした拡大の動きがある中で、ぜひともこの愛西市として来年度からの小学校卒業までの拡大をお願いしたいと思います。実際、県でも検討の動きもあるようですし、また国の方の医療制度の改正もあります。そうした点を考えても、今から小学校卒業まで拡大し、そしてこうした上乗せがされれば、またそれをさらに拡大していくこともできますし、その時点での市としての負担を減らすことにもなってきます。ぜひとも率先した制度の拡大を望みます。

4点目として、総代の体制の問題であります。

この問題に関しては、合併をしてこの2年間の中で、本当に解決しなければならない問題がありますが、しかし今問題となっているのは、総代という呼称の問題だけではなくて、そうした体制を、本当に市民の皆さんから意見を市が伺い、そしてそれに基づいて行政を行っていく上でどういう体制にしていくことが必要なのかという点から議論がされているのかということ

であります。

今回、総代の体制として名称が変わるだけではなくて、旧大字ごとに総代1人ということが提案をされました。佐織では、現在62ある駐在員が18になる。立田では39から16へ、八開でも22から14へと、総代の数が大きく減ることになります。こうした体制の変更に対して、今総代会での説明等も行われておりますが、各地区の総代会での話し合いの状況はどういうふうになっているのでしょうか。総代の旧大字ごとへの変更についての意見はどんなようなものが出ているのでしょうか。

また、総代1人当たりの世帯数の大幅な開き、立田では10世帯のところもあれば、佐織の地域では1,400を超えるというようなところがあります。10人に1人の総代、そして1,400人に1人の総代、これは余りにも不公平だという声は至るところで聞きます。また、学区やコミュニティーをまたぐことをどのように考えているのか。また、地域行事や地域の意見集約に混乱はないのか懸念されますが、そうした状況はどうなんでしょうか。

そして、そもそもこの愛西市の中でこの総代体制をまとめていくに当たって考えていかなければならないのは、何のための総代体制なのかということでもあります。市としては、一体総代にどんな役割を担わせ、どんな仕事をさせていこうとこれから考えているのか。また、規定については規則でもあるということではありますが、それはどうなっているのか。

また、今回の総代体制の統一が、旧大字ごとの総代になった。なぜそうした形で提案をされたのか。そして、そうした形で改正された場合に、そのメリット・デメリットはどんなものなのか、お尋ねします。

そして三つ目に、やはりこの総代体制については地域の皆さんの声をいかに取り上げるかというところの体制だと思いますので、地域住民の皆さんの声を十分に市政に反映させていくためにも、総代の役割をしっかりとさせて、世帯数などの明確な規模基準、あるいは地域の事情を考慮しながら、できるだけ公平な体制にすべきではないかと考えますが、どのように考えているのでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。あとは自席の方で伺います。ありがとうございました。

#### ○教育長（青木萬生君）

ただいまの真野議員のいじめ・不登校問題の解決に向けて、まず最初の本市におけるいじめ・不登校問題の状況と取り組みについてという御質問に対してお答えをさせていただきます。

本年10月末の調査結果を報告します。

まず、いじめにつきましては、9月から10月の期間におきまして、小学校では3件、中学校では5件の報告がございました。態様は、冷やかし、からかいや仲間外れ等さまざまございました。

次に、不登校につきましては、4月から10月までの期間において30日以上欠席をした人数でございますが、小学校で2人、中学校では20人の報告がありました。中学校で不登校人数がふえるのは、本市に限ったことではございませんが、この憂慮すべき実態に対しまして、市内

の各小・中学校におきましては、中学校区ごとの小・中連携教育を一層推し進めているところでもございます。

いじめ・不登校に対しましては、どの学校でも、どの子にも起こり得るという認識のもとに、早期発見・早期対応に努めております。とりわけ、各学校の組織されているいじめ・不登校対策委員会におきましては、教職員がチームとなり、学校全体で組織的に問題の解決に向けて対処しております。そこでは、よく言われる報告・連絡・相談（ホウレンソウ）、これに確認を加えまして、機能の充実を図っております。さらに、未然防止の取り組みといたしましては、学校生活においては何よりも温かい人間関係が根底にあらねばなりません。各学校は、このことを第一義にして学校経営を実践しております。

10月の福岡県や岐阜県の中学生がいじめを苦に、みずからの命を絶ったという痛ましい事件の発生後、本市の教育委員会では、11月をいじめ防止月間として緊急アピールを提言いたしました。そこで、各学校ではいじめについて総点検を実施し、その際、学校用、教師用のチェックポイントのマニュアルも提示しました。また、各学校からは保護者に対して「いじめ問題への取り組みについて」と題した文書を配布し、その後、大きな問題となった事例の報告は現在のところ受けておりません。

二つ目の、いじめ・不登校問題の解決に向けての対応の強化はどうかという御質問にお答えします。

本年度から、全中学校にスクールカウンセラーが、議員もお話しになりましたように配置され、生徒の悩み相談や保護者の相談等に対応しております。小学校への配置はございませんが、中学校配置のスクールカウンセラーは、その中学校区の小学校の児童や保護者の相談も受け付けております。愛知県では、このスクールカウンセラーの小学校への配置を検討され始めたようですが、本市としては現在のところ小学校への配置は考えておりません。

蟹江町では、議員も申されましたように、学校生活適応指導教室、「あいりす」と言っておりますが、さまざまな要因によって登校したくてもできない状態にある不登校児童・生徒に対して、集団生活への適応能力の向上を図りまして、社会的自立支援、並びに学校復帰へ向けた支援を目的としておりますSSN（スクール・サポート・ネットワーク）事業の一環でございますが、近隣市町村からの受け入れも可能になりまして、本市の中学生2名も、現在入所しております。本市も、このような施設の設置に向けて、近隣市町の動向も十分視野に入れて、今後検討していく必要があると考えております。

ちなみに、この「あいりす」の内容でございますが、専任指導員1名、この1名は常勤の嘱託教員経験者と、指導員2名、これは非常勤の嘱託の3名。そこに、蟹江町ですので町専任職員も加わって運営されており、嘱託の人件費等を聞いてみますと450万円程度だというように伺っております。

3番目の、いじめ・不登校の問題の解決に向けての対応をという御質問でございますが、議員も御質問の中でおっしゃっておみえになりましたが、いじめは人間として絶対に許されないという認識を一人ひとりの児童・生徒に徹底させるべく指導しております。また、いじめをは

やし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されないという認識、さらにいじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識も児童・生徒に持たせるような指導もしております。

学校では、教育活動全体を通してお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情のとうとさや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜びについて適切な指導をするように努めております。さらに、道徳及び心の教育を通して、また体験的な学習を通して、このような指導の充実を図っております。

折しも今月4日から10日の人権週間では、各学校独自に人権に関する授業や学校行事、内容につきましては講話や映画会等を行いました。さらに、いじめ・不登校に限定されたことではございませんが、児童・生徒の健全育成には、学校・家庭・地域の連携は必要不可欠であります。学校のいじめへの対処方針等につきましては、家庭訪問や学校通信を通じまして、家庭との緊密な連携協力を図れるよう努めております。特にPTAと学校との連絡協議の場はとても有効であり、より充実したいと思い、一層積極的に連携を図る必要があると考えております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方からトーヨーボールのアスベスト問題について御答弁を申し上げたいと思います。

この解体につきましては、今年3月解体されることをお聞きいたしまして、競売され、解体業者が解体の申請手続を行っているとのことでした。その後、落札者がお金の支払いをしなかったため、施工されなかったと聞いております。

解体されると聞きました折に、愛知県・稲沢市に対し届け出書の確認、解体時の監督・監視、解体業者に住民説明会等をしていただくよう指導などを要請いたしております。

10月13日に県が行ったアスベスト濃度調査では、1リットル当たり0.1本未満という結果が出ております。これは、県が平成17年度に実施しました一般環境における調査結果とほぼ同じレベルでございました。この県の調査につきましては、近隣では津島市埋田町で実施されておりました、このときに1リットル当たりの本数が0.1未満。その次に近いのは、稲沢市役所でも実施されておりました、これが1リットル当たり0.1というような形で濃度調査が行われております。したがって、一般環境における調査結果とほぼ同じレベルであったということでございます。

2回目の競売は、12月6日より入札されまして、12月末に開札されると聞いております。落札され、お金が納入されれば、解体の申請手続など解体工事が進むものと思っております。

実態調査と対策についてでございますが、先ほどアスベスト濃度調査はお答えをいたしましたが、愛知県が10月13日に行い、また稲沢市が11月7日に行っております。いずれも大気汚染防止法上の基準値より大幅に下回っております。

このような状況でありますので、説明会については、解体工事が決まれば住民説明会を行うよう、愛知県・事業者に強く要請してまいりたいと思っております。

今後の対応についてでございますが、今後も競売の状況など、県事務所、尾張事務所、海部事務所両方でございますが、環境保全課に情報の提供、また解体に関する申請などの手続、解体時の監視・監督、事前の住民説明、労働基準監督署との連携など、関係機関との連携を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、子供の医療費無料化の拡大についてでございます。

他団体の助成状況についてということでございますが、先ほど議員も質問の中にありましたように、近隣の弥富市において小学校から中学校まで拡大する条例が可決されたと聞いております。19年度から実施されるでしょうし、同様の拡大が碧南市においても同時期より実施されると聞いております。このような動向は、それぞれの団体における特色ある施策と考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

次に、助成拡大時の市の負担についてでございます。

まず1点目の御質問につきまして、平成17年度実績ベースでお答えをいたしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

県補助対象でありますゼロ歳から3歳児につきましては、年間平均受給者が2,407人で、助成額が1億748万7,000円、市単独であります4歳から6歳児につきましては、年間平均受給者が1,688人で、助成額が7,377万3,000円、合計で年間平均受給者が4,095人、助成額が1億8,126万円となっております。

次に、2点目の御質問につきまして、同様に平成17年度実績ベースで試算をいたしてまいります。

小学校卒業まで拡大した場合、4,886人で1億9,184万8,000円、中学校卒業までに拡大した場合ですと6,372人、2億7,871万8,000円の負担増となってまいります。

次に、来年度からの小学校卒業までに拡大をということでございましたが、県の補助枠の拡大につきましては、昨日の榎本議員にお答えしましたように、現段階では不透明でございます。仮に助成拡大がなされ、それにより財源が浮いてまいりましたとしても、御承知のように合併後の行財政改革のさなか、この財源を医療費助成の対象拡大に充てるものかどうか、総合的な判断をしていかなければならない状況であると考えております。したがって、来年度からのさらなる拡大につきましては、現在のところは考えておりません。

以上でございます。よろしくお願ひします。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、総代制の問題につきましてお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、合併前のところであったのはその総代制の調整においては、合併をするというような引き継ぎもされております。ただ、合併直後から行政事務委託料についての不公平感がございました。この問題が議論をなされまして、昨年度、委託料と総代制の扱いにつきまして議論をさせていただきましたが、委託料につきましては、12月の今ごろだったと思っておりますが、合意がなされました。ただ、その総代制の問題につきましては、役員がすぐかわるからという形で、その昨年度の中では時間切লেরことになりました。このため、年度当初

からとは思いましたが、最初の第1回の総代会のときには、年間のいろんな打ち合わせで時間をとられてしまって、第2回目からしかこの問題が御提案ができなかった状況下でございます。総代・駐在員会におきましては3回を開かせていただきました。その結果、それから進捗を踏まえて、総代等の連絡調整会議を4回開催しておるものでございます。

あと、現在も行ってはおりますけど、10月の第3回の総代・駐在員会を踏まえて、各地区、実は今夜も月曜日もあるわけですけど、それを入れますと大体8回ほどの地域ごとの会合に出させていただきます、個々での御説明も現在継続しているところでございます。今後、今月の19日、20日、21日とそれぞれ総代・駐在員会を地区ごとに行い、また各地区のお話し合いの状況もその中で統一的に伺いをし、今年度にある程度決めていきたいという考え方を持っております。ただし、全体の中での話ですので、私どもとしては話し合いができたところから、19年度から、少なくとも20年度には最終的な移行をしていきたいというふうに考えております。

これは、議員の皆様方にもその案というものはお示しをしておりますけど、統合案というのは、佐屋地区では現状のまま19、それから立田・八開・佐織におきましては、立田が39人の方が16人、そして八開が22人が14人、佐織が62人と主任駐在員が見えますが、主任駐在員におきましては19年度からなくすということで、それぞれお願いを申し上げ、御了解は得ております。このため、佐屋を含めて4地区で、主任駐在員を含めて146人お見えになる総代・駐在員を67ということで御提案を申し上げます。ただし、この数にこだわるということではないということも申し上げます。

この案について、これまでの各地区の話、総代・駐在員会の中、そして地域に行つての話の中で出てまいりましたことを述べさせていただきます。

出ましたのは、団地と新住宅、そして旧のところとの町内会のつき合いが全くないという中で、なかなか統合の話がしかねるというような御意見。そして、過去に町内会同士のトラブルがあつて、今もその問題を引きずっているから、この問題はなかなか解決がしにくいという話がありました。また、学区が異なるとか、コミュニティーの組織が異なる。そして、消防団が異なるということでありました。反面、今の町をまたいだこういう組み合わせならいいよという話もありました。あと、今、真野議員も申されましたように、受け持ちの戸数に差があり過ぎるのではないかと。それから、面積、距離、戸数等を平等にすべきではないかというようなことがあります。市広報等の受け取りに手間がかかるし、総代・駐在員の負担がふえるのではないかというようなお話が出ておるわけでございます。

具体的な組み合わせ案とは別に、それぞれの総代・駐在員には市の私どもの趣旨を、大半の部分においては御理解がいただけたというふうな感は持っておりますけど、ただそれが全部ではないということは十分承知しておるものでございます。

また、統合案を旧大字区分にしましたのは、地域行事や祭り等、これは神社の関係もあろうかと思っておりますけど、昔から旧大字を単位として行われておる経緯もございまして。近年、新しい住宅地とのつながりにおいて希薄にはなりつつあるわけでございますけど、それぞれのそうい

う単位を組み入れれば、また大小さまざまな組織となって、現在より増大するのではないかと  
いうこともあって、このようなことでございます。

世帯数を均等にというような御意見は、実は昨年からございましたが、現時点でそういう形  
をとったところにおきましては、また地域の複雑化が出てまいりまして、かえってやりづらい  
部分も出てくると。この問題においては、もう少し時間をかけて、現在私どもが考えているも  
の次の段階において考えざるを得ないのではないかとということも思っております。

また、地域行事につきましては、この統合案とは別に、これまでどおり実施をしていただき  
たいということで、あくまで市行政とのつながりの中でお願いをしたいということでございま  
す。

意見集約については、直接行政が聞き取る機会は減るわけでございますが、逆に統一をした  
考え方を平等に市民の方へお伝えをいただけるのではないかとという形は思っております。ただ、  
機会は減るものの、市側としては窓口をあけているものでございますので、総代会、駐在員会  
という場所でのものは減るとは思いますが、ただ市としては全般的に御意見を伺う体制は整え  
ているものでございます。

それから、役割とかメリット・デメリットでございますが、各総代組織での行政の一端を担  
っていただきたいと思っておるものでございます。広報、回覧の配布のみならず、地域内の市  
民の方の意向を吸い上げていただいて、行政へ伝えていただく立場ということは、今までと変  
わりないものと思っております。

先ほど規則ということでございましたが、総代及び駐在員の設置に関する規則において、私  
どもは御委嘱を申し上げて、広報の配布や文書の回覧に関する事、そして行政との連携に必  
要な調査事務に関する事、その他市民との連絡等に関する事ということを担当のお仕事と  
してお願いを申し上げます。

そして、大字組織とした理由というのはさきに述べさせていただきましたが、メリットとし  
て、合併協議の確認で総代・駐在員組織と事務委託料について、新市において見直しを検討す  
るという事態はあったということは申し上げたものでございますが、全市的に均衡のとれた新  
しい総代組織をそういうことで検討してまいりました。簡素で効率的な組織が市としての一体  
性を整える糧となり、総代会が一堂に会して行え、また情報交換が4地区で共通の問題として  
御協議いただけるようになるだろうと。舗装・側溝の問題等におきましても、地域要望の公平  
化が図れるというふうに考えております。

また、デメリットとしては、こうした新しい総代制組織が軌道に乗るまでは、総代各地域の  
役員方の負担や責任がふえ、新たな調整が発生するのではないかとというふうに思っております。

それから、地域の住民の方の十分な意見が反映できる体制をとということでございますが、こ  
れにおきましては、議員各位もお見えでございますし、ふれあい箱やメール、投書、そして直  
接おいでになって意見を伺うことについては何の変化もないというふうに思っております。全  
地区まとまった市の総代会の中で統一した考えをお伝えしていくという形の中で、十分なコン  
センサスを図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

### ○10番（真野和久君）

大変丁寧な説明をありがとうございました。時間がほとんどなくなりました。

とりあえず第1点目についてですけれども、学校の方でさまざまな努力が行われていて、学校の話の中ではクラスの中での討論とか、そうしたこともいろいろと行われているという話とかも、また当事者同士の保護者の方も呼んで解決を図る。いじめの問題についてはすぐに解決を図っているという話も、学校等ではお聞きをいたしましたので、今、いじめの問題でも携帯のメールや何かで一斉になっちゃうとか、一瞬にして立場が変わってしまうとか、いろんな複雑な問題もありますが、しっかりと対応していただきたいということと、また変に隠さないようにしながら、全体で考えていけるような体制をつくっていただきたいと思います。

1点だけお願いしたいんですけれども、学校生活適応指導教室に関してであります。先ほど教育長の方から、市として設置に向けて検討していく必要があるという話がありました。今、県内の市に限って言いますと、もう32の市にあります。協議会に加盟している機関も含めて、ほとんどの市においては設置をされている状況にありまして、海部郡で言うと弥富市と愛西市はないということで、本当にこの辺が非常におくれているという話もお聞きをいたしました。

先ほど愛西市から中学生2名という話をお聞きしましたが、蟹江としては町外からの通所の方は5名に限る、それ以上はとて見られないというお話も伺いまして、現在、愛西市、それから甚目寺、そして七宝、弥富から1名ということで、愛西市から1名というふうに聞いたんですけれども、4名が来られているという話をお聞きしました。また、佐屋小学校の方がこの前相談に来られましたという話もお聞きしました。やはり蟹江としても余裕がないのが実際でありまして、早急に愛西市として検討していただきたいと思いますので、そうした検討について具体的な日程をぜひとも俎上に乗せていただきたいと思います。来年度からの検討とかを含めて、その点だけちょっとお聞きします。お願いします。

### ○教育長（青木萬生君）

真野議員おっしゃっていただいた数値、蟹江町にも限度があるということで、限られた状況の中で現在お世話になっているわけでございます。ここで申しましたように、近隣の動向を視野に入れて、十分検討を進めさせていただきたいと思っております。

### ○10番（真野和久君）

ぜひ具体的に、場所の問題などもありますのでなかなか難しい問題もあると思いますが、今は愛西市にもさまざまな空きの部分もありますので、具体的にぜひ早期に計画に取りかかられるように強く要望したいと思います。

それからトーヨーボールの問題に関しては、ぜひ県・稲沢市に対して実態調査をちゃんとやるようお願いをしていきたいというふうに思いますし、そうした点についてはどうなんですか。また、独自の対策等については伺っていますか、いないですか。

### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

先ほどの答弁の中でお答えをいたしましたように、稲沢市に対しても、また県に対しても、それぞれの情報提供が共有できるように、私どもも積極的に話し合いの中に入れていただくよ

うな形で進めておると思っております。したがって、先ほど来お話ししましたように、入札の件もこちらへ教えていただき、またこのような状況になっているということで進めております。

ただ、先ほど真野議員がおっしゃられたような特段なことは、現在のところは考えていない状況でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

#### ○10番（真野和久君）

稲沢に一度お話を伺ったときには、県が動けば市は動くという話も、前の市長は言っておられましたので、ぜひともまたそういったところも確認をしていただきたいというふうに思います。

4番目の総代体制についてお尋ねをいたしますが、今回の総代制の統一の問題については、本当にいろんな問題が出てきています。第2回の総代会・駐在員会の際の資料で、総代制の移行ということで、組織を見直す理由とか移行への考え方等が示されていますが、そうしたのを見ても、またこの間、地域の駐在員の方々の声を聞いても、基本的には今のままでやっていきたいというのが本音だと思います。特にいろいろと問題がありますが、先ほども総務部長が、町内行事や何かは関係ないし、またこれまでどおり町内自治についても、そういうものについては影響はないというふうに言われますが、やはり大事な問題は、総代の事務委託料は総代に払われるわけですね、実際。そこからまた各地域に分配されるということになっていますね。実際、現実的に事務委託料そのものもほぼ、広報の配布委託に伴っている料金のような位置づけもあるみたいな感じになっていますけど、そういう形で委託料が払われて、それがそれぞれの地域の自治活動の資金の一部にもなっているという実態があります。そういう中で、やっぱり総代という形で集約されてしまって、その事務委託料をどういう形で分配するのかというような問題も出てきます。当然、その中では、その地域の総代となるべき、ある町内の自治会等が、あるいは町内会等のところへ一括してぼんと入って、そこから分配されるというような形になってしまうのではないかと。

佐屋の方では、これまではそれぞれの町内会ごとに分けて振り込むということもやられたみたいですが、それすら今回から1ヵ所にまとめて振り込まれて、そこから分配するということになっているのはやはり問題ではないかと思うんですけれども、そこについてはどういうふうに認識されていますか。

#### ○総務部長（中野正三君）

今議員が申されましたことは、それぞれの会合の中と申しますか、総代・駐在員会の中でも、そして各地域ごとに私どもが御説明に伺った中でも、その話が出ております。ただ、そういうことを思って、この19日からの中でのお伝えの仕方としましては、実際には今覚書と申しますか、事務委託の契約をつくっているわけですけど、総代の契約の中において、当分の間と申しますか、過渡期間というような扱いの中で、個々の御指定の口座の方へという形をとらざるを得ないのではないかと。そうしないと混乱を招くというような御指摘も、実は真野議員おっしゃるようなお申し出は、じかに私自身も聞いております。と申しますのは、主たるところに入

れて、主たるところというのは総代のところに入れて、各ところに配るということになる、実は自治会の中へ入れてみえるものですから、その自治会の出金という形をとらなきゃならない。これは、自分たちとしては説明に窮するという御指摘もいただいております。過渡期間として、私どもとしては、契約相手としては一本の総代でお願いしたいとは思っておりますが、個々の中においては、明細で変えてもいいよというところと、指定のところへ分配の方法を当分の間という形でとらざるを得ないということは考えております。

#### ○10番（真野和久君）

それは、そのまま固定するというのではなくて、過渡期としてという話になると、将来的に一本化ということになりますね。基本的に財政が一本化されるということになってしまうと、当然町内会とかの運営に対しても非常に大きな問題が出てくるわけですね。そういったことを考慮に入れずに、やはり総代を一本化することは極めて問題だと思います。

また、佐屋地区でも、従来からそういう形であったものが一本化されてしまったというような問題とか、あるいはそれぞれの町内会でさまざまな市に対して、旧佐屋町に対して、いろんな道路改良などの要望をする場合でも、その総代の判こが要るとか、直接市の方へ持っていけないような状況というのがあって、そうしたことに対する不満、そしてぜひそういったものを改善してほしいという声があったと思うんですよ。そうしたことが、今回の総代の体制の改善の中に全然生かされていない。逆にもとに戻ってしまうような形で、より一体化する方へ強化されてしまっているというのが、今回の移行問題の一番大きな問題の一つだというふうに思っています。

なおかつ、佐織の方ではコミュニティーごととかでもいいからまとまってくれというような話もされていますが、それでもそうした問題は、これから調整の問題というのは非常に大きな問題になってくると思うんですよ。

特にこの移行の理由の中で、行政区に対する補助金の格差が是正できて、舗装・側溝・ごみステーション等の要望事業の公平化が図られるということが言われていますが、結局これはどうということかという、これまで佐織地区は特に駐在員が非常に細かくいました。その中で、個々に要望を行政側に対して出すような体制になっていました。それが、結局はまとまるという形になれば、従来からの要望が通りづらくなるということになってしまうということも言えるわけですね。そういう点では、そもそもこの公平性が図られるというのが、市にとっての簡素化、住民にとっては非常に要望が通りにくい状況へ統合されていくということになるんじゃないでしょうか。そうした認識はありませんか。

#### ○助役（山田信行君）

冒頭のところで、今のままの方がいいという意見が多いということをおっしゃいましたけれども、やはり市となった以上、4地区の一体性をはぐくむためには、こういった自治組織である総代制を一本化し、その上で地区行事だとか、そういった関係も見直していきたいといったねらいもございます。

先ほどございましたように、事務委託料の関係も、このまま、今世帯数掛ける2,100円とい

う積算根拠でございますが、こういった積算根拠の、まずは総代会の組織ができた時点で委託料の計算方式などについても見直していきたいという私どもの考えがございます。ですから、今まで駐在員制度などで一つの行政区を複数の駐在員の方で受け持っておられたところも、単にお1人の総代だけが全責任を負うというような組織ではなくて、従来の複数の駐在員方で役割分担、要は総代だとか副総代、そういった組織づくりをしていただいた上で、その行政区の中の円滑な運営を相互に御協議をいただければ、事務委託料の関係などもそんなに難しい配分にはならないのではなかろうかと、私ども今考えているところでございます。

いずれにいたしましても、御理解をいただきながら円滑に進めていきたい、そういった気持ちでございます。私どものやり方を強引に押し通そうということはございませんので、2年ほどの過渡期間をもちましてぐあいよく進めていきたいと、そんな考えでございます。

#### ○10番（真野和久君）

今の助役の発言の中に見られるのは、相談をしながらと言われてはいますが、とにかく2年間でやってしまおうということが非常に大きな問題だし、先ほどから言っていますように、委託料に関しても、結局会計上の問題がそれぞれの地域の一本化につながるわけですよ、結局は。そうせざるを得ない状況に追い込まれていくわけですよ、実際には。そういったことが非常に大きな問題だということをしっかりと認識してほしいと思うんですね。はっきり言って、そういったところを考えずに、とにかくうまくその地域でやってもらえばいいわみたいな安易な考えはぜひとも捨ててほしいと思いますし、ここには一応行政区で1,000世帯になるような町であれば、地域の習慣や小学校区の関連から2分割も検討できるというふうに書いてありますけれども、そうしたことも含めて、地元の意識を考えながら、旧大字にこだわらずに、それぞれの町内のそれぞれの意思を尊重しながら総代を出していく、あるいは市とのパイプをつくっていくということをぜひとも考えていただきたいと思うんですよ。

これは先ほどちょっと伺ったんですけれども、佐屋の方では1,000世帯以上になるようなところに関しては2分割できるというような説明を省かれてしまったというような話もお聞きしました。そうした点からも、明らかに統合、統合という方向にしか考えられないんですね。それは明らかに行政側の身勝手じゃないかというふうに思うんですよ。

実際、これまでも駐在員会の中で、自分たちは下請なのかと、一体何なんだという声も出ていたことは、総務部長も御存じだと思います。そういった点からも非常に大きな問題があると思います。

また、さまざまな地元には要請をする場合に、総代会で説明をして、地元にお話をしてくださいというようなことが、これまでもやられていましたし、これからもやられていくんじゃないでしょうか。そうした場合に、1,000世帯に対して、中間に置きながら説明をしていくなんてことは大変なことですし、できればそれぞれの町内ごとの代表にちゃんと説明ができるようなことをやっていくことこそが大事だと思うんです。そうしたことを考えてやられているのかということをもう一度確認したいと思います。

#### ○助役（山田信行君）

ただいまいろんな御意見もいただきましたので、そういったことも加味しながら、こういった総代制への移行を何とか円滑に進めていきたいという私どもの考えでございます。

**○10番（真野和久君）**

最後に求めますけれども、本当に地域の住民参加ということを標榜されるならば、きめ細かい地域の声を出していく、あるいはきめ細かくそれぞれ地域ごとの特色を尊重しながら行政を進めていくことこそが市政に求められているというふうに考えます。そこをしっかりと、ぜひとももう一度再検討をしていただきたいと思います。

今回のこの問題について、とにかくまず旧大字でまとまってもらわないと進まないなんていう発想自身が、市としての考え方として大きな問題だと思います。こうした点を含めて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

この総代制の問題、本当に私どもも苦労しながらといいますか、これが合併の宿命であります。ですから、来週、再来週に私も3地区へ出向いて、それぞれの地区で説明をさせていただき、御理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

基本的には、行政区を基本に持ちながら、合併協議会の中でもこの点についても議論がなされてきたわけでありまして。そうしたことを十二分に踏まえて進めてまいりたいと思っております。

**○議長（佐藤 勇君）**

これで、10番・真野和久議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩をとります。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

次に、通告順位11番の2番・鷺野聡明議員の質問を許します。

**○2番（鷺野聡明君）**

議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に基づきまして、3点の質問をいたします。

まず第1項目の1点目は環境問題でございますが、空き缶等ごみ散乱防止条例の見直し強化等についてでございます。

先般、11月12日、愛西市ごみゼロ運動が全世帯の協力を得て市内全域にて実施され、効果も大きかったと感じております。

そこで質問ですが、ごみ袋の事前配布数、配布方法、また市民の総参加人数、参加職員数、ごみの総回収量等についてお尋ねをいたします。

また、条例によりますと、市民行動の日は5月30日より6月5日の間となっておりますが、変更となったのか、またどのような経過であったのか、あればお尋ねをいたします。

次に、拾うごみの種類として、粗大ごみ、袋に入らない不燃物が対象になっていないのはなぜでしょうか。散乱ごみ全般でよいのではないかとと思いますが、質問をいたします。

続いて、当日の奉仕車両として、市内の建設業界に各社1台依頼をしたと聞いてございますが、依頼方法と協力会社数、参加車両数等についてお尋ねをいたします。

次に、空き缶等ごみ散乱防止条例の見直し・強化についてでございます。

愛西市空き缶等ごみ散乱防止条例には、第12条として、違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしている者に対して適切な措置を講ずるよう勧告することができるという内容で、平成17年の4月1日から施行されてございます。先進の市におきましては、さらに勧告に従うべきことを命令することができる。そして、さらに正当な理由がなく、その命令に従わないときは、その旨を公表することができる。そして、さらに正当な理由がなく、その命令に従わないときは、何万円以下の過料を科す、あるいは科すことができると、罰則までの条例を検討すべきときに来ているのではないかとこのことを思うわけでございますが、その件につきましても質問をいたします。

次に、市職員によるボランティア美化計画の考えについてお尋ねをいたします。

国におきましても、安倍首相が「美しい国日本」を政権スローガンに掲げておられますが、愛西市といたしましても、「ごみのない環境文化都市愛西」の実現に向けて、市職員のリーダーシップをさらに望むところでございますが、何かお考えがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

続きまして、大項目の2点目でございます。行財政改革に伴う諸課題についてでございます。

愛西市行政改革大綱の本市を取り巻く行政環境にも出ておりますが、愛西市の行財政は極めて厳しい状況となっております。歳入に関しては、税収入が伸び悩み、現下の社会経済情勢を見据えると、今後、大きな歳入増を期待することは困難な状況にあることは言うまでもありません。

その反面、歳出に関しては、増大した行政需要への対応のため、義務的経費が増加するなど、財政構造の硬直化が進み、合併をしたものの、現状のままの行財政運営を続けることは非常に困難な状況でございます。そこで、愛西市の遊休資産の現況と見直しについてお尋ねをいたします。

過去に住民より寄附採納をされた土地、何らかの理由で保有している土地、また過去に利用していたが、現在は未利用地など、何カ所ぐらいでどれほどの面積があるのか、お尋ねをいたします。また、これらの土地の草刈り等の維持管理費はどのようになっているのか。続きまして、財政再建の各種プロジェクトが進められている現状において、近い将来に利用計画のない遊休資産の洗い出し、見直しをして、処分も検討すべきではないか、お尋ねをいたします。

次に、愛西市財産審議会の方針等について質問をいたします。

委員のメンバー構成についてお尋ねをいたします。

先般、議会の全員協議会等にて東邦ガスへの市有地販売について報告を受けました。また、永和小学校、北河田小学校の借地買収については、やむを得ず買収ということで、事後報告を

受けました。10月6日、全員協議会にての助役発言では、「借金は少のうございますが、財政状況は厳しいです」との言葉がございました。市有財産を安く販売し、借地の購入単価は逆に高過ぎるのではないかと私自身実感いたしております。また、平成17年度末起債残高は212億7,500万円、また今年度予算の起債、あるいは12月議会の補正等を含めると25億6,400万の起債も膨らむような現況でございます。預金におきましても107億円が、さらに今年度は12億円ほど減額されてくるのではないかと、95億円ぐらいに減ってくるのではないかと感じております。このような現況にて「借金は少のうございます」との言葉は、行財政改革の責任者としての言葉としてふさわしくないとと思いますが、お尋ねをいたします。

行財政改革の観点から、または市民の視点から見ると、財産審議会のあり方、考え方が十分に機能しているのか、質問をいたします。

続きまして、関連しておりますが、公共用地の買収単価設定について質問をいたします。

今後、道路用地、借地等公共用地の買収が多く想定されますが、その都度の買収単価設定ではなく、地区別に事前設定を考えたかどうかと思いますが、考えにつきまして改めてお尋ねをいたします。

続きまして、学校用地以外に借地はどれほどあるものか、また借地料はどのようになっているのか、総額等についてお尋ねをいたします。

続きまして、大項目3点目は、健全財政への取り組みについてでございます。

6月議会において質問をさせていただきました、財源確保のための有料広告の件であります。津島市の広報紙は、各種条例整備がされ、12月号より財源確保のための有料広告を掲載されました。また、津島市のホームページにバナー広告を6こま募集され、今月よりスタートされたと聞いております。津島市は、全庁的な規模で有料広告に対する取り組みがされております。愛西市においても、各種広告を検討するとのことでしたが、現在の進捗状況等についてお尋ねをいたします。

次に、企業誘致に向けての組織改革について質問をいたします。

愛西市の将来を真剣に考えると、また住民サービスの低下を避けるためにも、今何をしなければいけないのか。やはり行財政改革と企業誘致ではないかと考えます。また、それぞれ同時並行で進める必要があります。

近隣市の広報、ホームページ等では、市長発信の企業誘致促進のアピールが多数出されてございます。例えば「広報一宮」平成18年2月号では、一宮市長名で「市民の皆様へ」との内容で「企業誘致の促進」というタイトルでございます。一部抜粋で読み上げさせていただきます。「平成14年には企業立地促進条例を制定し、企業が進出しやすい環境整備に努めてまいりました。この3年間で、条例による奨励措置適用を受けた企業進出件数は9件となりました。一宮市では、企業誘致について積極的に努力を続けていきます。遊休地や余剰地など、企業立地が可能な土地の情報をぜひお待ちしております。どうぞよろしく願いいたします」という内容でございます。企業誘致を進める、また研究するためにも、組織の設置を考えたと思いますが、お尋ねをいたします。

あとは自席にて質問をさせていただきます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

私の方から、ごみゼロ運動についてお答えをさせていただきます。

まずごみ袋の配布数でございますが、これは全世帯へ配布をいたしております。9月末世帯2万1,024世帯でございます。1世帯10枚ずつ配布をいたしております。参加人数は、1世帯1人の参加でお願いをいたしておりますので、御参加いただいたと思っております。職員の参加は400名ほどと考えております。

次に、回収量でございますが、可燃ごみにつきましては1,250袋、プラごみにつきまして1,679袋、不燃ごみが457袋、空き缶が786袋、空き瓶263袋でございました。粗大ごみにつきましては、収集が困難ということもございまして、投棄してあった場所を御報告いただき、後日、回収をいたしておるのが現状でございます。

奉仕車両につきましては、市の建設業協同組合の会長に各支部長より依頼をいたしました。協力いただいた会社数は28業者でございました。1社1台の車をお願いいたしました。

次に、ごみ散乱防止条例の市民行動の日は、議員の言われましたとおり5月30日より6月5日になっておるわけでございますが、今まで佐屋、佐織地区では、ごみゼロは11月の第2日曜日が定着をいたしておりました。したがって、この11月の第2日曜日、12日をもってこのごみゼロ運動を実施しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、ごみ散乱防止条例の見直し・強化ということでございます。

他市町村では、このような条例で、議員の言われるとおり罰則規定、罰金規定等を定めるところもございしますが、不法投棄者を確定し、過料を科すことは非常に難しいことと思われまます。今まで条例制定市町村でも、罰金を徴収したことは聞いておりません。また、条例の12条では、指定地域内での自動販売機設置者、公共の場でのチラシの配布者、催しでのごみ清掃違反者に対して行う措置でございますので、よろしく御理解がいただきたいと思っております。

次に、市職員によるボランティア美化計画でございますが、職員によるボランティアはごみゼロ運動でも御案内のとおり、住民参加で行っておりまして、職員もボランティアで参加をしており、今後もこのような形で行っていきたくと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、行政改革に伴う諸問題について、まず1点目の遊休資産の現況と見直しについて。

議員おっしゃるように、旧町村時代から、この土地につきましては寄附、あるいは代替用地、あるいはごみ処理場用地、いろいろ事業用地として使われておりまして、合併によりまして現在新市に引き継がれておるのが現状でございます。

それで、現状の地区箇所と、面積の関係につきまして、地区別、それから用途別に申し上げます。

佐屋地区につきましては、代替用地といたしまして4筆で3,433平米、立田地区におきましては、4Hクラブの試験田などで18筆、1万6,769平米、八開地区では、ごみ処理場跡地等で

8筆ございまして 5,219平米、佐織地区では、代替用地といたしまして23筆、 5,148平米ございまして、合計いたしまして53筆、3万 569平米ほどとなっております。

それから2点目の、これらの土地に係る草刈り等の維持管理費の関係でございますが、草刈りの維持管理経費につきましては55万 9,035円です。それから、ごみ処理場の跡地等の水質調査の関係もしております、その水質検査料といたしまして14万 700円でございます。

それから2点目の御質問いただきました財産評価審議会の関係につきましては、助役の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### ○助役（山田信行君）

それでは、2点目の財産評価審議会の考え方などについての御質問でございます。

まず最初の、委員の構成メンバーはどのようなになっているかというお尋ねでございます。

私ども愛西市の財産評価管理、そういったものを適正に行っていくために、財産評価審議会を設置しております。これには、根拠となる規定がございまして、それに基づきまして、委員は私を含めまして10名の関係部課長で構成をしております。具体的に申し上げますと、企画部長、総務部長、経済建設部長、上下水道部長、資産税課長、用地課長、都市計画課長、企画課長、そして財政課長でございます。以上の10名のメンバーで構成をしております。

この評価審議会の主な審議事項といたしましては、四つほどございますけれども、まず一つは不動産、またこれに附帯するところの動産の評価に関係すること。二つ目が、不動産の取得、または処分価格に関する評価の関係。また、三つ目には、不動産の貸し付け、また私有地の借入価格の評価に関すること。そして四つ目には、以上、そういったもののほかに財産の管理だとか、評価の関係について必要と認める事項をこの財産評価審議会で協議をすることになっております。

そこで二つ目に、審議会のあり方について疑問を抱いておられるような御指摘をいろいろいただいたわけでございますけれども、私ども委員会といたしまして十分な議論をしてきたと、そのような理解ではおりますが、ただいまいろいろと御指摘をいただいた点からも、そういった関係を真摯に受けとめまして、これから私どもこういった関係にも全力で努力をしていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、議員の皆様方にそういった不安を抱かせるような運営であってはいけないと、そのように今謙虚に受けとめておるところでございます。これから、そういった御期待にこたえられますように、委員会の機能充実に努めていきたいと考えております。

そして三つ目に、愛西市の借金の状況、公債費比率の関係を引用してお話ございました。愛西市の公債費比率 5.2%であります。この 5.2%というのは、愛知県下で順位つけますと、いい意味での低い数字となっております。そういったところから、私は「借金は少のうございまして」というふうに言ったわけですが、あくまでもこれは愛西市がゆとりがあるから借金が少ないんだと、そう言ったわけではございません。212億円のうち、一般会計での借金が 136億円ほどあるという状況からすれば、とてもゆとりのある状況ではございませんので、その辺は誤解のないように御理解をいただきたいと思っております。

いずれにしましても、経常収支比率も83.2%というところからすれば、愛西市の財政は弾力がないと、そんなふうに認識をしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以下の関係については、また担当部長から御説明をさせていただきます。

#### ○企画部長（石原 光君）

ちょっと前後して申しわけございませんけれども、先ほどの遊休資産の現況と見直しの中で、今後、その処分も検討すべきじゃないかという御質問をいただいております。お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるように、この財産の有効活用につきましては、以前にもお答えをしたと思いますけれども、財政の視点、あるいはまちづくりの視点、また産業振興、観光の視点などの選択肢を踏まえまして、やはり地域の発展に役立つような活用を図るべきではなかろうかというふうに考えております。それで、議員からの御指摘がございましたその未利用地につきましても、将来にわたり全く利用が見込めないということになれば、当然愛西市の財源確保を図る一つの手だてといたしまして、売却や、あるいは賃貸による貸し付けといった方法も考えられます。この件につきましては、今後議会の皆さんとも相談しながら、行政改革の中で進めてまいりたいと。いずれにしましても、この問題につきましては整理をしていかなければならないというふうに現時点では受けとめております。

それから3点目の、公共用地の買収単価の設定の関係でございますが、これは一昨日の真野議員、太田議員の議案質疑の中でもお答えをさせていただいておりますように、現在、新しい公共用地取得基準単価の設定について検討をしております。

それで、御案内のとおり、愛西市は2町2村で合併をしております、市街化区域、調整区域がございます。それで、市としての一律の単価設定は、いろんな経緯もございまして、先般もお答えしておりますように、非常に即統一というのは難しい。それで、議員御指摘にありますように、地区別の基準単価の設定を考えております。この間、一部真野議員のお答えにも申し上げておりますように、そういった地区別での単価設定を考えております。当然、それは今後の用地買収に対応していくために、事前の単価設定をしていきたいという考えでおります。それで、最終日の議会に議長にもお許しをいただいて、全員協議会の中でお示しをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、学校用地以外の借地はどれだけあるのかという御質問でございますけれども、まず学校用地以外の借地につきまして、用途別に御報告を申し上げます。

駐輪場といたしまして1,182平米、それから児童遊園、ちびっ子広場といたしまして2万1,262平米、それから一時ごみの保管場所等といたしまして5,323平米、それから堆積土置き場といたしまして3,797平米、それから防火水槽、ポンプ小屋といたしまして1,932平米、それから花ハス田といたしまして1万5,176平米などがございます。

それで、借地料につきましては、旧町村時における契約が継続していることもございまして、現時点におきまして、旧町村時の借地料を継続しておるのが現状でございます。ただ、愛西市といたしましても、その基準を統一できるように調整に向けて、現状進めております。

それで、単価の関係ですけれども、先ほど申し上げましたトータルの借地料の関係でございますが、現行の借地料で試算をいたしますと 1,547万 4,681円という数字でございます。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、広報等への広告掲載につきましてお答えを申し上げます。

広報につきましては、今、私どもとしては、津島市が、お話がありましたように12月号から一番後ろのページに一面なされております。これが10万円という形で承ってはおります。こういう形を来年度の広報、途中になるかもしれませんが、募集等の要綱の設置と広告主の募集等で少し時間をいただきたい。いずれにしても、19年度の広報の中でやっていきたいということは考えております。

1点、ホームページでございますが、このホームページは合併時に暫定的につくったものを、その都度微調整といいますか、手直しをしてきた経緯がございます。このために、大幅な改正といいますか、リニューアルが必要だということは認識しております。これを早目にやりたいと。その中で、この募集をしていきたいということを考えております。

それから、これは広告を私どもで募集するわけではございませんが、県内だと同じようなものが、多分一宮市や豊田市がやってみえて、県外でも結構やってみえるんですけど、こういう裏表広告が入ったものが市民課の窓口置くという形で、業者提供がされる場所の提案が実はございます。これは人口の大体半分ほどをめぐりに提供ができるのではないかと。ただし、広告主の募集を向こうの業者がするわけですけど、今、市民課が、各出先等も含めて大体4万枚ぐらいでございます。ただ、向こうの提供でいくと3万 5,000ぐらいしか多分できないだろうということは言っておりますが、封筒の3万 5,000でやっても10万ちょっとの印刷代が助かるという状況があります。これを次年度に取り入れていきたいという考えは持っております。以上でございます。

#### ○市長（八木忠男君）

私の方から、企業誘致に向けての答弁をさせていただきます。

きのうも加賀議員初め、それぞれお答えをしましてまいりました。県の方へは派遣を申請しているわけですが、26日にも県の技官さんの方へ、また再度ごあいさつという予定をしているわけでありまして。打ち合わせの中で、旧八開村で具体的に相当大きな企業誘致の話が以前あったというようなことで、残念ながら成立はしなかったけどというような職員からの報告も受けているわけでありまして。いろんな手法もあろうかと思っておりますし、これから勉強してまいりますが、議員の皆様方にもそれぞれのお立場で情報提供などもお願いをしたいと思います。具体的に新しい年度に向けてのそうした担当を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○2番（鷲野聰明君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まずごみの関係なんですけれども、先ほど11月というような話があったけれども、特に条例の5月30日より6月5日の間という項目について変更をした方がいいのではないかと。

継続的に11月にされるということであれば、その方がマッチしているとも思われますので、またお願いします。

それから、先ほど粗大ごみ、あるいは袋に入らないような大きな不燃物等は対象外となっていましたけれども、現実には回収されたという形でいいのかどうか、もう一度確認をお願いいたします。

それから空き缶等ごみの散乱防止条例に関する件でございますが、この愛西市では勧告することができるまでとなっております。いろいろ環境その他広い分野で、愛西市が直接企業、あるいは住民への指導、あるいは保健所等の指導について、なかなか協力していただけないようなケースが多々多いというように聞いてございます。一度に罰則規定までは進まないとしても、せめて勧告に従わない方については命令することができる、あるいは命令に従わないような方は公表することができるまでぐらいはさらに検討すべきではないか。こういうごみに対する行政の弱気が、市民、あるいは企業に対して横着でやってみえる方に対して問題があるのではないかというように思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

それから、市職員のボランティア美化計画についてでございますが、先般も市の職員が400名ほど、ボランティアで協力いただいたということについては、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。また、ほかの分野でも、できることがあればいろいろ考えていただきたいというふうに思います。

瀬戸内寂聴さんという方がある書物で言ってみえるわけでございますが、美しくしようという気持ちは皆さんにあるのですと。でも、そのきっかけがないのですというふうに言ってみえますので、やはり行政が何か、そういう地域にお役に立ちたいという方は多数あるかと思いますが、そのきっかけづくりもぜひ考えていただきたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

続きまして、2点目の遊休資産の関係でございますが、今部長の方からいろいろお聞きいたしました。相当の筆数、あるいは面積等がございますし、お金も現状では毎年毎年70万ぐらいが支出されていくというようなことでございますので、行政改革大綱にのっとってでも結構でございますが、将来、利用目的がない部分については、できるだけ早い時期に処分も検討していただきたいということにつきましては、お願いをいたしておきます。

それと、財産評価審議会の運営については、今助役からもお話がございました。そのような形で、ぜひ市民の目線に立って十分機能していただきたいと思います。

特にちょっと感じたのは、安い高いという問題は別に、一般の現在の流通単価といいますか、そういったものも一つは参考にすべきではないか。固定資産税の評価額の70%という基準も一つは明確にございますけれども、やはり変形した土地とか、あるいは公道に面していないような土地とか、そういうような部分はさらに何割か安くなるのではないかというようなことも感じますので、今後そういうこともぜひ考慮に入れて、適正に運営をお願いしたいというふうに、これはお願いをいたしておきます。

続きまして、公用地の買収単価の設定については、今調整といいますか、設定しようと進め

ておられますということですので、ぜひよろしく願いを申し上げます。

それから、財源確保のための有料広告のことでございます。総務部長から前向きの御答弁をいただきました。ぜひ願いをいたします。

ただ、総務部長のところでは一生懸命になってみえるかと思いますが、私が発言しておるのは、全部署で考えていただきたいということを思うわけでございます。うちの部では関係ないという意味ではなく、全庁的に市民の税収増にまつわらない税収といいますか、収入ということをぜひ考えていただきたいと思います。

愛西市には総務部、あるいは企画部、議会、消防本部、経済建設部、教育委員会、上下水道部、福祉部、市民生活部、あるいは四つの総合支所、あるいは秘書室、いろんな分野がございしますが、例えば各部で50万収入があるとしますと、20年ぐらいには約800万ぐらいの収入があるのではないかと。愛西市の中にたくさん広告看板が出てございますが、公有地から50センチぐらい入った私有地ではたくさんの看板が立っておりますので、こういった私有地を使った広告収入ということも一つ、収入増の選択肢に入れていただいて、それぞれの部局で検討していただきたいというように思います。

続きまして、企業誘致に向けての組織改革の件でございます。市長の方からも、県の職員等の派遣も考えているということで、一步踏み込んだ発言等がございました。やはり企業誘致というのは、財政改革と同時に並行して進めていくべきであるというように思いますので、ぜひよろしく願いします。

そこで、市長にお尋ねしたいんですけれども、市長がいろいろ企業誘致に向けての強力な発信といいますか、方針といいますか、アピールをしておみえでございしますので、ぜひ市で隔週にやっている幹部会等においても、企業誘致のこと、あるいは何か収入増にまつわるようなことがないだろうかということ、ぜひ部長、あるいは課長に尋ねていただいて、次回の幹部会までに考えてきてくれないだろうかというような投げかけがされたことがあるのかないのかということをお尋ねをしたいと思います。

やはり船というのは、安全航路を目指していかなければなりません。新聞紙上では夕張市のことがささやかれておりますが、市長、あるいは助役、企画部長、総務部長等々、借り入れが少ないというようなことをいろんなところで発言してみえますので、ちょっと心配になると思いますか、今、助役が言われましたけれども、誤解を招かないようにということを言われました。何か反対ではないかなあ。そうした発言をされることが、我々議会、あるいは市民への誤解を招いているのではないかとというように、私は率直に思います。やはり市長、助役、企画部長、何かブレーキのない船が走っているように思うわけでございます。やはり愛西丸が安全航路を進めますように、夕張方面への座礁航路をしている、あるいは気がつかないうちにそうした発言をしているような気がしますので、願いをいたします。

我々議員は素直な方が多いものですから、借金が少ないというと、まだまだ借金ができるのかなという錯覚、誤解を招きますので、212億というのは決して小さな借入金ではないというふうに思います。さらに、その辺について御答弁をお願いいたします。

## ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

ごみの関係でございますが、粗大ごみにつきましては当日御連絡をいただいたものはすべて片づいておると思っております。また、粗大ごみにつきましては、当然いろいろなところに捨ててある場合もあろうかと思えます。お知らせをいただければ、速やかに手配するよういたしますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

次に、ごみ散乱防止条例の関係でございますが、この日程は統一されて実施されておるといふこともございます。そんな中で、愛西市のごみゼロ運動を従前の形、佐屋地区、佐織地区で実施されておりましたものに、今年から改めて統一をして、愛西市全般で取り組んでおります。御理解が賜りたいと思えます。

次に、条例の強化ということでございます。これからますます、ごみの問題については非常に厳しいと思っております。これもよく勉強させていただきたいと存じます。

職員による美化運動につきましても、これからいろいろな場所に出てくると思っております。また、それらのこともよく検討させていただいて、取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

## ○助役（山田信行君）

借金が少ないということについて、私どもの見識が低いではなかろうかということでございます。私ども、借金が少ないから、これからも安易に借金をしていこう、そういう気持ちは毛頭ございません。やはりこの借金、貴重な税収から返済をしていかなければならないということは常に思っております。合併特例債にいたしましても、有利だから借りるということではなくて、愛西市の一体性をはぐくむために、緊急にして、かつ重要な、そういったところへ重点的に投資していくためには、やむを得ずそういったものを利用していこうというつもりでございますので、今後ともよろしく御指導をお願いしたいと思えます。

## ○市長（八木忠男君）

各職員に市長の指導はということであります。

部長会、幹部会などでも収入減の話については、よくよくしているわけでありまして、弥富インター近くの流通の会社の話もしております。それも、議会の皆さん方の御協力やいただきましたながら進めている内容もあるわけでありまして、鷲野議員におかれましては、過去、自治体の長であったというお立場の経験であります。そうした手段・手法をまた御指導いただけたらと思えますし、言葉の中で至らぬ言葉・発言がありましたら、遠慮なく御指摘をください。私ども、決してそうした借金が少ないというようなことは思っておりませんし、これからまだまだ借り入れを起こさなくてはいけない事業がたくさんあるわけでございますので、十分心して進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

## ○2番（鷲野聰明君）

愛西市の将来が安全な方向に進むように、市長初め幹部の皆さん方が一生懸命英知を出して取り組んでいただきたいというふうに思いますし、また私どもも、いろいろ不勉強な点が多うございます。さらに勉強しながら、市あるいは議会と協力していいまちづくりを進めていきた

いというふうに考えております。

以上で発言を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これにて、2番・鷺野聡明議員の質問を終了いたします。

お昼の休憩をします。再開は午後1時半からです。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

通告順位に従い、12番、18番の古江寛昭議員の質問を許します。

○18番（古江寛昭君）

議長のお許しをいただきまして、2点ほど質問させていただきます。

お昼の食事の済んだところで眠い方もあるかもしれませんが、ひとつ御辛抱いただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、少子・高齢化の進展する中での議題といたしまして、このたび少子化についてお尋ねをしたいと思います。

人と緑が織りなす文化都市について考えますに、まず人であり、人が減れば国が減ぶとも言われます昔からのことわざもございます。今後、少子・高齢化対策は非常に大きな国民的な問題となってくることは疑いの余地はありません。安倍新内閣におきましても、高市大臣が少子化担当大臣の兼務をされていますし、担当大臣においての力の入れ方がうかがえると思います。今後、国としましても、重要な施策になってくることは必至でありましょう。

新市となってからも、本会議におきまして、他の議員からいろいろ質問された経緯もありますが、なかなか見通しの明るい答えにはなっていないように思います。少子化対策をいかに幅広く考え、若い人が安心して子育てができる環境をつくることこそが大事な施策と言えるのでしょうか。問題解消とまではいかななくても、何らかの方法を考えていくべきであります。国においても、大幅な子育て支援も打ち出されてくることも考えられます。現在、国・県において新しく施策が打ち出されたようなことがあればお聞きしたいと思います。

夫婦共稼ぎの中で、幼児保育、あるいは教育、医療面などで総合的な取り組みにより、出産から子育ては社会全体の問題ととらえ、支援していかなければならないと思うが、市としての見解はいかがですか、お答えをいただきたい。

以上のことから、地方分権の今日、市としてはどのような構想を持って、若い方々に安心を与え、少子化についての理解が得られるように努力が必要だと考えます。

次に、役場職員の時間外勤務についてお伺いをいたします。

まず初めに、役場の職員の方の職場間の意思の疎通はうまく図られているのか、お尋ねいたします。

ただでさえ役所の分庁方式により、込み入った話になると地元の分庁舎では解決できない問

題が多々ありました。目的の課まで行くという不便さを感じているのが現実であります。まして、地元の分庁舎においても、職員の顔もなかなか覚えられず、市民にとっては不安な面もありがちであります。できる限り、職員間の意思疎通を図り、効率よく市民サービスに努めていただきたい。

そこでお尋ねしたいのは、役場職員の時間外勤務についてであります。時間数までは把握できないのでありますが、すべての部課において時間外勤務が行われております。予算から見ましても、かなり多くの時間数になると考えられます。昨今、公務員にしろ、一般企業にしろ、職員の削減については四苦八苦している時代であります。愛西市においても、将来、何がしかの人員削減も考えていかなければならないでしょう。市長としても、そのような構想をお持ちのはずであります。

行政大綱の答申案にもうたわれていますように、「分庁方式によるため、現在、本市が抱える諸問題について、複雑・多様化する市民のニーズに迅速に対応できる体制を基本に組織づくりを検討し」とありますが、今の体制で実現できるのか、不安に思えるのであります。そのほか、適正な定員管理のところにおいては、「最少経費で最大の効果を上げるため、職員数については計画的に定員管理をし」とありますが、現状の時間外勤務などから想像するとき、今よりも職員の数を削減するには並大抵のことではできないのではないかと思います。それとも、今後において計画的に効率的な配置を行っていけば目的を達成できるのか、お聞きをいたします。

現在の時間外勤務の実態を見ますと、時代に逆行しているのではないかと思います。今後において時間外勤務を縮小する施策は考えられないのでしょうか。あるいは、今の状態がどこの自治体の役所においても普通であって、改革の余地はないと言われるのでしょうか。

例えば一つの例として、一般企業などでは月に何日かの日にちを決め、部課で時間工数、経費などの削減の目標を決め、提案していくという打ち合わせなどをする会社もあるように聞いております。具体的に行動していくべきではないかと思いますか、いかがでしょう。

複雑な作業の中で、手を省き、時間外勤務を縮小するのではなく、まさに最少の経費で最大の効果を上げるための定員管理を必要とするのであります。それには、市長と助役、助役と職員との横の連携と意思の疎通が図られていなければと思いますが、いかがですか。

以上、自席にてお伺いいたします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは御答弁させていただきます。

まず1点目の関係でございますが、今後ますます少子化対策が非常に大きな問題となってくることは必至で、国はということでございます。

国では、平成16年6月に少子化社会対策大綱を策定し、その具体的実施計画として、子供・子育て応援プランを実施してきましたが、平成17年の合計特殊出生率が1.25と過去最低を更新し、いよいよ国の人口が減少局面に入ってきました。そこで、平成18年6月には新たな少子化対策として、社会全体の意識改革、子供と家庭を大切にするという視点に立った施策の拡充、

こういった視点で新しい少子化対策を打ち出してきております。具体的には、現在はまだ概算要求段階ですが、すべての子育て家庭の支援という観点からの子育て支援の強化ということで、生後4ヵ月までの全戸を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、地域子育て支援センターなどの子育て支援拠点の拡充、全小学校区における放課後子どもプランの推進を掲げております。また、待機児童の解消に向けた待機児童ゼロ作戦のさらなる推進と、病児・病後児保育事業の拡充など、多様な保育サービスの提供も掲げております。そのほか、子育ての経済的負担の軽減策として、児童手当制度における乳幼児加算の検討、不妊治療の公的助成の拡大、また働き方の改革として、長時間労働の是正やパートタイム労働者の均等処遇等の推進、女性の継続就労・再就職支援なども少子化対策を推進する観点から必要な措置を講ずると聞いております。

二つ目の、今、市としての関係でございます。

市独自の少子化に対する施策についての御質問でございますが、経済的な支援といたしまして、第3子以降の出生に対する出産祝い金15万円を支給する事業のほか、市遺児手当は月額2,500円の支給などを実施しています。そのほか、子育て家庭の支援策として、市内の2ヵ所で地域子育て支援センター事業を実施しており、また市内には公立保育園が4園、私立保育園が10園ございますが、低年齢児保育や障害児保育、延長保育など、保育サービスの充実にも努めるとともに、広く地域の子供たちのための機関として、地域活動や子育て家庭への支援なども実施しております。また、児童館などでも親子教室や子育て支援の事業等も行っています。

そのほか、単独事業としましては、子供たちを暴力から守るために、CAP事業も保育園で実施しております。

このように、いろいろな事業を実施していますが、少子化対策を進める上では、命を次代に伝えはぐくんでいくことや、家族の大切さが理解されることが重要であり、国・地方・企業・地域社会等が連携して、社会全体の意識改革に取り組むことが重要ではないかと考えます。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

保健部関係の少子化対策について、私の方からお答えをいたしたいと思っております。

妊娠期から乳幼児期及び思春期において、保健事業の中では、妊娠期にはマタニティー教室、パパママ教室、乳幼児期には乳幼児健診、育児相談、発達相談、離乳食教室、親子教室、訪問指導事業などを実施いたしております。思春期につきましては、中学生を対象として妊婦体験、赤ちゃん触れ合い体験などのサマーセミナー事業を展開しております。こういった事業を通しまして、子育てをする親の不安、負担感を軽減したり、思春期の生徒には命の大切さ、将来の親としての自分をイメージできるようにすることにより、少子化対策につながっていくのではないかと考えるものでございます。

次に、負担の軽減については、経済的な負担の軽減と精神的な負担の軽減、いわゆるソフト面でございますが、それらがあると思っております。有効的な支援について、妊婦さんが行政に望むサービスについてのニーズを把握して検討したいと思っております。

妊娠中は、10回から14回ぐらいの定期健診をされております。このうち、妊産婦の無料健診

制度は、現行2回の実施であります。妊婦の皆さん方からは、妊娠期から地域での仲間づくりをしたいとの要望が多くありますので、母子健康手帳交付日、またマタニティー教室、パパママ教室の中でも妊婦同士が交流できる内容を取り入れております。

今後も、子育ての支援の観点から、妊娠中からの仲間づくりに重点を置いた事業を展開してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、時間外勤務のことでございます。

1点目につきましては、時間外勤務におきましては、職員の自主的に行うべきものではなくて、所属長の命令により勤務をするというのが大原則でございます。こういう時間外におきましては、繁忙期や突発的な対応ということがありますが、所属長が必要と認め、その上で時間外勤務を命じているのが現状でございます。各課におきましては、この繁忙期の課内応援の徹底、そして時間外勤務の削減に現在努めているところでございます。厳しい財政状況下ということは、私どもも十分に認識をしておるものでございますけど、さらに一層管理職、所属長を含めて職員の意識改革を進めて、コスト意識を持ってその職務を遂行するようにして、経費節減を図るよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

それから、なぜ多いのかという御質問の点でございますが、合併前、合併後のところにおきましては、当然この合併に向けて、そして合併後の事務の統一的なことの中で、相当多く時間外がなされてきた経緯がございます。この2年目以降につきましては、事業や行事の見直し等も行われておりますが、愛西市として今後、いろんな計画づくりや合併後の過渡期の問題と申しますか、合併後にいろんなものを考えると申すような状況下の中でありまして、軌道に乗るまでにまだ少し時間を必要とするのではないかと申すように考えております。ただし、それにしても、その時間外勤務に関する考え方においては、前段で申し上げましたことについての徹底は図らせていただいているものでございます。

分庁方式とか、総合支所方式というところの体制は、今合併後と申すわけでございますが、現在、行政改革の一つとして、各部署の事務量の調査を終えた状況でございます。これによりまして、その内容において今後各課の聞き取りを行っていきたいということを考えております。そういう中で、組織・機構の見直しに資料と申しますか、考え方の一つにしてまいりたいと思っております。

また、現組織、これは旧組織をそのまま大きくしたような組織でございまして、専門的などという形の組織にはなっておりません。職員も確かにふえましたけど、その事務量自体も膨大なものになっております。ただ、私どもとしては、ほかの議員さんからも御指摘のように、専門的などというところもありますので、その辺で、そういう能力にたけた者をそれなりの配置をして、専門職化を図ってまいりたいということを思っております。それぞれの職員の能力に応じた適切な人事配置を行って、効率的な事務を進めて、経費節減に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○18番（古江寛昭君）

なかなかお答えが、丁寧にお答えをしていただきまして、ちょっと私、理解に苦しむわけですが、9月議会におきまして、お産料の支給が30万から35万円の5万円の引き上げということは、現在の他市町村の取り組みなどから見ましても当然のことと思いますが、そこで一つ具体的に、先ほどのお答えの中からお尋ねをいたしますが、妊婦さんの定期健診などは健康保険で行うべきではないかと思っております。これは、安心して出産するための大事な医療行為であると考えて当然ではないかと思っておりますが、健康保険の適用はできないのかどうか。ただいま説明では、2回だけは無料というようなお答えもありましたけれども、10回から14回というような幅で健診を行われるということは、健康保険で診察ができたらなあというような痛切な思いをしておる次第であります。この点についてまずお尋ねをいたします。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

妊婦の健診の関係でございますが、これは本人がお医者さんへ健診を受けに行かれる話でございます。したがって、受けに行かれる方それぞれによって回数に相当開きがございます。したがって、先ほど申しましたように、5回から10回、いろんな方が見えまして、その中で愛西市としては、現在2回を無料で健診いただけるような形でお願いしておるわけでございます。これを保険適用外と現在はなっておりますので、この形をお願いをしていきたいということでございます。

先ほどから申しておりますように、妊産婦さんのニーズと申しますか、いろいろな意見を聞いておられますが、それよりも、やはり今少子化で仲間づくりができないというのが非常に要望としてこちらの方にも伝わっておりますので、できるだけ同じ時期にお子さんをお産みになる方のグループ化と申しますか、お話ができる場を積極的に設けるような形で現在進めておりますので、よろしく御理解がいただきたいと思っております。

#### ○18番（古江寛昭君）

2回の無料化というのは、県の指導で行われているようでございますけれども、ぜひ市独自の施策を考えていくことが、今後、少子化に取り組んだことになると思っておりますので、また思い切った施策も必要になるかと思っておりますが、よろしくお話をしたいと思っております。今、すぐお答えを出せというのも無理な話ではあるかと思っております。

現在、核家族化により、多くの子供を育てることに不安があるのも事実でしょう。なぜ子供がふえないのか、持てないのか、どのようなことが少子化の解消になるのか、皆で根本的に考えなければならず、将来において市の活性化にもつながると思えるのですが、この点にもひとつお答えをいただきたい。

以上、少子・高齢化の時代にあって、産前産後、そしてまた子供の養育、医療助成の拡大といった要望など、いずれも市の財政事情が厳しい中ではあるが、発想の転換をして、将来においての市の活力ともなる少子化問題に取り組んでいただきたいと思っております。

皆さんがいろいろ要求しても、市として、少子化に対する指針とか、あるいは予算化のないのでは、職員の方も答えようがないのかもしれない。市長としての今後の認識をお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

お答えをいたします。

自分も、息子の方に2人孫ができました。そんなことで、嫁さんの話なども聞いているわけですが、別居で、今岐阜県の方で生活をしております。そちらの話も聞いているわけでありまして、先ほど御指摘いただいた健診2回を1回でもふやしてほしいなんて話も聞いたことがございます。いずれにしましても、そうした皆さんの声を十二分に吸収しながら、今後、施策に努めてまいりたいと思っております。

**○18番（古江寛昭君）**

ぜひひとつ、今後とも市の方針として何らかの手を差し伸べていただくのがよろしいかと思えます。

次に、時間外勤務についての再質問をさせていただきますが、まずどの部課においても、年間を通じて、同じ時期に時間外勤務をしなければならないのかということに疑問に思うわけがございます。もしこの時間外勤務を少なくすることができるとするならば、どのようなことをまず、先ほど部長からいろいろお答えをいただき、今後とも努力するというようなことをお答えいただきましたけれども、具体的にここをこうしたら多少なりとも改革ができるといったようなことにはならないでしょうか。どうでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

先ほども申し上げましたように、過渡期であることには間違いのないと思います。いろんなことが、今、私どもとして、通常の事務に加えて出てきているところがございます。そして、一つの例をとりますと、例えば確定申告がございますが、この確定申告におきましては、今4会場で行っております。ただ、この場合において、市民税だけの担当者では、4会場をすべてやることはできません。税の3課がございますけど、この中だけでも足りません、通常の事務がありますので。その場合に何をしているかといいますと、全庁的な応援態勢をとっております。過去に経験のあった者、すべてその分野に駆り出しております。そうすると、やはりその駆り出した分だけ、通常の事務に影響が出ているということが、この春のところでもありました。ただ、そんなことばかり言っておれませんので、その今の部署部署、そして部署を超えた中で応援態勢をやっているわけがございます。今申し上げたのは一つの例でございますけど、そういうことと、それからその部なり、例えばその一つの似通った課がある場合において、それはそれぞれの部長の裁量になってくるかと思いますが、様子を見て統合する。ただし、それは専門的なことをやる時間外においては、実はなかなかそのお手伝いということができかねる部分があります。

いずれにしましても、私どもとしては、その時間外の点については十分認識をしておりますので、今後とも一層の努力をしてまいりたいと考えております。

**○18番（古江寛昭君）**

ぜひひとつ横の連携といいますか、そういったことを密にして、効率のよい作業をしていただきたいと。それが少しでも時間外勤務の縮小になるということはあると思います。

それから、一つ確認をさせていただきますが、夜とか土曜日、日曜日、あるいは祝日の勤務、または選挙といったようなことは、これは時間外勤務に入るのか入らないのか、別の話になるんですが、お聞きします。

**○総務部長（中野正三君）**

土・日、それから祝日でございますけど、土・日の場合には4時間単位での代休、超えた場合においては時間外というような形、休日においては8時間の部分においては代休、超えた場合においては時間外というような形になっております。

ただ、選挙においては、そのようなことがとりにくうございますので、選挙においてはすべて時間外対応という形になっております。それで、御承知のように今は期日前が8時まででございますので、その分で選挙における時間外というのが、年明けの知事選においては相当な長期間になりますので、その8時までばかりじゃなくて、それを取りまとめる時間もふえてまいりますので、その後の1時間以上のところがまたかかるという形になります。以上でございます。

**○18番（古江寛昭君）**

選挙などのときの夜の時間は時間外勤務ということですが、これなどは特別に選挙費用として、当初の予算で組まれることが多いと思いますから、時間外勤務に当てはまるのかどうか、ちょっと私も疑問に思うわけでございますけれども、それはともかくとしまして、時間外勤務の予算も今年度1,000万を超える部署が6カ所もあるということで、総額にしますと2億円そこそこの時間外勤務になるということでございますけれども、できる限り、そういった縮小には努力をしていただきたいと思います。

また、作業の体質上、どうしても時間外勤務というものはついて回るものだということも、そうならざるを得ないかもしれません。そういったことも加味しながら、今後ともお願いをしたいと思っております。

それから、ほかに臨時職員のところでは、本年度、現在までに総務課、児童福祉、学校給食が主で、そのほかの合わせて193名の臨時職員が現在あるわけでございますけれども、この臨時職員につきましては、特殊な技能とか、あるいは季節的な契約といったようなことから、課によって偏りがあつたりして、これはやむを得ない事情があるかと思っておりますけれども、その中で1点、総務課においては一般事務として10人ほどの臨時職員を他の九つの各課に割り振っておられるが、この点、各庁舎の時間外勤務の範囲内では手が足りないというようなことになるのかどうか、お聞きをしたいと思っております。今後の行政改革大綱の趣旨に沿った施策があればと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

前段でおっしゃられました時間外の点で、一部私の言い方がまずうございましたので、再度申し上げます。

選挙とか、非常配備でございますが、この点の夜間にも非常招集をかけたり、選挙の期日前から投票、開票まで行う、ここの時間外におきましては、非常配備もそうですが、それぞれ別

の項目で時間外が組んであります。各課の中には入っておりませんので、別のとらえ方をしておるということでございます。

あとの4時間とか8時間の代休、それを超えた部分は時間外というのは、通常の事務の中での話でございますので、よろしく願いをいたします。

そして、臨時職員193名ということでございますが、実際には163名でございます。この中で、交通指導員が28名入っております。そのほかにダブっているものが2人ありますので163名でございます。そして、総務のところでは割り振っておりますのは、主に育児休業をとっている者でございます。大体、産後8週ですか、その後、育児休業を大体1年半ほどとりますので、その間の人の補てんを実は臨時職員でお願いしている。その部分においては、事務職は総務で持っております。そのために、ここの中に含まれているということでございます。以上、よろしく願いいたします。

**○18番（古江寛昭君）**

いろいろと丁寧なる御答弁、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、通告順位13番の21番・永井千年議員の質問を許します。

**○21番（永井千年君）**

それでは、きょうは5点、質問をしたいと思えます。

まず固定資産税の課税は遡及すべきではないという問題について質問をいたします。

住民説明会では、5年遡及は行方べきではないという意見が、憤りをもって表明をされています。市長も、「おわびするで終わりですか」と問われました。市長は、住民説明会をどのように総括されているのか、感想も含めお答えいただきたいと思えます。

佐屋地区では、15年度に航空写真を撮って500件を家屋を調査して、16年度に約150件課税したとのことですが、この11年から15年度の遡及更正は行われませんでした。内容はどのようなものだったのか、御説明ください。

今回の調査の終了予定年度であります19年度で線を引いて、5年遡及するということは、すべての課税対象物件を5年前の15年度で線を引くことでなければ公平とまらないのではないのでしょうか。5年前で線を引けば、佐屋地区の150件の15年度も対象となります。そうでなければ、今回調査の対象に選ばれたところだけが5年遡及することになり、二重基準となってしまいます。市長が言う公平・公正とは言えないと思えます。説明を求めます。

二重基準とせず、公平・公正を確保するには、5年遡及の方針を撤回し、現年分からの課税にするべきであります。再考していただくよう強く求めます。

2点目は、職員の定期採用を再開し、臨時職員の待遇改善をという問題です。

愛西市は、2年間定期採用をやめているために、4町村時代の16年11月の603名と比べて23名減って、現在正職員数は580名となっています。さらに、18年度末で8名の定年退職が予定されていると聞いていますので、消防職員は1名ふえるそうでありますが、来年の4月1日の

職員数は 573人と、合併前と比べて30人減ることになります。各部署から大変な忙しさを訴える声がたびたび聞こえてきます。来年も正職員の採用がないと、合併前の16年度から4年連続採用されないことになります。この年代が中堅の年齢に達したときに、大きな影響が出てくるのではないかと思います。定期的採用を再開して、住民サービスが低下しないようにしていくべきだと思います。市長は、職員の繁忙状態についてどのような認識なのでしょう。そして、今後の採用計画についてお答えいただきたいと思います。

一方、臨時職員の方は、先ほども話が出ましたが、多いところから言いますと、児童福祉課の75名、学校給食課の28名、社会教育課の15名の順番で、今、話がありましたように、交通指導員28名を除いて163名となっています。16年の11月が121名でありますから、この2年間で42名ふえています。どのような職務で採用してきたのか、明らかにしてください。

そして、このように正職員が減っているのに対して臨時職員がふえている。この関係性があれば、御説明をいただきたいというふうに思います。

この臨時職員の問題でもう一つの問題は、9月議会で社会保険や雇用保険の当然適用の加入条件にありながら、一部の希望者しか加入していないので、改善を図ることを約束されましたが、どのように改善されたのでしょうか。

また、パートタイムの労働指針などでも、正社員との均衡待遇を求めることが示されています。どのような努力がされているのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

職員の問題で3点目は、合併してからも職員間の給与格差が存在して、不公平感が持たれています。現状は、どのような格差が存在するのか、御説明ください。また、今後どのように是正を図っていくのか、お答えいただきたいと思います。

3点目は、郵送費の職員個人負担の撤回をという問題です。

5月31日に児童福祉課が送付しました児童手当現況届の文書に印刷漏れがあったために、6月10日、再度送付することになり、その郵送費を助役、福祉部長、児童福祉課長が個人負担をされました。故意・重大な過失がなく、懲戒処分の指針に基づく懲戒処分には当たらないのに、業務の費用を個人負担することは本来あり得ないことと考えて、10月13日、日本共産党議員団は是正をするよう、市長に申し入れをいたしました。10月27日の市長の回答は、懲戒処分の指針に基づく処分には当たらないけれども、市の信用を失墜させたので、負担者全員の了解のもと個人負担を行ったとして、あくまでこれは適正な行為だったと説明をされています。

11月10日の再度の申し入れには、幾らずつ払ったかは個人情報なので公表を控えたい。今後は、地方公務員法、職員分限条例などに基づいて適正に対応をしていく。事実の経過と市の見解は、あえて公表する考えはないと回答をされていますが、このような説明では到底納得できません。

そこで、以下の点について市長に答弁を求めます。

公務に係る行為なので、公開を拒むべき個人情報には当たらないのではないのでしょうか。また、懲戒処分の指針に基づく懲戒処分には当たらないと判断された場合にも、負担者全員の了解があれば職員の個人負担を今後も行っていくのか。また、公文書の郵送費を個人のポケット

から直接負担したことも、これも適正な行為だったとあくまで主張されるのでしょうか。そして、職員、市民への公表をなぜ拒否をされるのか。職員の皆さんからも、今回の個人負担はおかしいとの声が多数寄せられています。明確な答弁を求めたいと思います。

4点目は、総合支所の体制を強化し、住民サービスの充実をとという問題です。

日本共産党の市政アンケートに、立田・八開の皆さんから、行事・事業が佐屋・佐織にどんどん統合されていることに対する強い疑問・不安の声が寄せられています。また、総合支所が今後も維持されていくかどうかの不安の声もあります。昨日も分庁方式は非効率だとか、2庁舎体制をの質問がありましたが、市の幹部からも、市役所に耐震性のある建物を増築して、立田・八開の本課を集めて、立田・八開を永和のような出張所にしてしまうなどの声も聞こえてきました。これは、合併協定をほごにするとんでもない考えだと私は思います。

また、昨日の答弁で、施設の統廃合計画を3年以内につくっていくということも答弁をされています。市長は、この問題についてどのように考えているのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

本課が庁舎所在地区の窓口業務を行っているために、繁忙状態がある一因になっています。窓口業務は、総合支所の仕事として、総合支所の職員体制を強化し、住民サービスの充実を図っていく必要があります。本課と総合支所の仕事の分担は、今後どのような方向性で検討をしているのか、御説明をいただきたいと思います。

最後に、野焼き・ドラム缶焼却を一掃する指導の強化を求める問題です。

市の4分庁舎には、公害苦情処理簿があって、18年度になってから佐屋庁舎が24件、立田庁舎が7件、八開が9件、佐織が12件の、51件の公害苦情が寄せられています。ダブっていると思いますが、海部事務所にも20件近く寄せられています。公害の種類ごとの内訳を説明いただきたいと思います。

野焼き・ドラム缶や簡易な焼却炉での焼却への苦情がふえています。私の方にもたびたび電話がかかってきています。実際のこの野焼きの件数、ドラム缶や簡易な焼却炉の数がどのくらいあると推計をしているのか。対象者への焼却をやめるよう説得的指導の強化を求めたいと思います。具体的には、野焼きの場所、ドラム缶や簡易な焼却炉の実態掌握調査、対象者への巡回指導、焼却炉の回収などがあります。それぞれ市の考え方をお尋ねしたいと思います。

以上5点、簡潔な答弁を求めます。

#### ○助役（山田信行君）

それでは、まず最初の固定資産税の説明会をどのように総括しているかということについての御指摘でございますけれども、市内7ヵ所での説明会につきましては、議員の皆様方にも、夜分、寒い中を御出席をいただきましたことを、まずもって改めてお礼を申し上げる次第でございます。その節はありがとうございました。

説明会全体を通じまして、一般市民の方が111名出席をいただいたわけございまして、人数的には若干少なかったような感はいたしますけれども、私どもはこれまで固定資産税の未評価だとか、住宅用地の認定誤りをしてきた過去の経緯だとか、今後の対応の仕方について説明

をし、おわびをした。そういった関係についての所期の目的はまずは達成してきたのではなかろうかと、そのように今受けとめておるところでございます。説明会でいただきました、5年遡すべきではないだとか、市はどのように考えているかといったいろんな貴重な御意見をいただきましたが、そういった御意見とか御質問につきましては、私ども厳粛に受けとめておまして、今後、該当しておられます個々の皆様方に直接伺って説明やらおわびをし、調査に入らせていただくように努めるわけでございますけれども、そういったときに、御意見などいただいたことをきちんと先方にお伝えできるような体制をしていきたいと考えております。

要は、固定資産税の課税を適正に是正していき、かつ市の信頼回復に努めるということが私どもに課せられた大きな責任だと思っております。そういうことから、市の信頼回復に最大の努力をすることが、この説明会の総括であったと、今認識をしているところでございます。

以下につきましては、総務部長から御答弁をさせていただきます。

#### ○総務部長（中野正三君）

2点目の、佐屋地区の15年度の家屋調査の件でございますが、14年度に航空写真を撮りまして、15年度に未評価家屋を調査し、16年度の課税をしてまいったところでございます。棟数においては、現在、一覧表がちょっと見当たりませんので、正確には把握できておりません。ただ、当時の佐屋の職員の記憶によりますと、約500棟の調査対象がそのときにわかったと。ただし、そのうちで3分の1程度の150棟ほどが課税対象となっていたということを言っております。ここのときに、残ったものがそれじゃあ何かということになりますけど、上から見たところは屋根だったが、横から見に行きましたらカーポート的なものだったというふうには聞いております。

それでは、課税の対象物が何だったかということでございますが、大部分が物置、車庫等の附属家及び確認申請の必要のない10平米未満の建築家屋であったというふうに確認をしております。

次の二重課税、5年の遡及の問題でございますが、二重基準ではないかという御質問でございますが、旧の町村のときにおいて未評価家屋が判明した場合におきましては、その時点にそれぞれ納税者の方に現時点からということで御理解をいただき、課税をしてまいった経緯があります。そういうことから、今後の取り扱いの中で、法に基づくものは、今後、現時点から以後のものにおいては、地方税法の規定に基づきまして、適正な課税を行っていきたいと考えております。

5年遡及の方針につきましては、地方税法の規定によりまして、固定資産税に係る賦課決定におきましては、法定期限の翌日から起算して5年を経過した日以降においてすることができないと、これは課税権のことでございますが、そういうことから、私どもとしては全納税者、今回の対象納税者の方ばかりではなくて、そういうことを考えて私どもは公平が求められておるものですからやっていきたいと、お願いをしておるところでございます。

次に、職員の関係でございますが、所属の業務内容の違いによりまして、所属間の繁忙時期、先ほど古江議員の御質問にもありましたけど、繁忙時期に差のあることは事実でございます。

今後、行政改革によりまして、職員の減員、現実には今議員が申されたような減員が出てきておりますが、各所属ごとの業務量の調査を現在行いましたが、こういうものを的確に判断して、適正な人員配置をやっていききたいと。

また、今後の採用につきましては、今年度中に公表をいたします集中改革プランの定員管理計画を基本に、真に必要な人員を見きわめて、計画的に採用をしていきたいというふうに考えておるものでございます。

臨時職員の件でございますが、現在、採用しております臨時職員は、先ほど申し上げましたように、育児休業に係る方の補助的な形をお願いしておる部分もございます。一般事務、保育事務、そして図書館、給食、介護など多岐にわたっておることは事実でございます。

それと、9月議会での折に永井議員からの御指摘がありました社会保険、雇用保険等の保険関係でございますが、19年度の予算に、今私どもとしては、この加入要件を満たすと思われる臨時職員をお願いする部分においては、すべてこの対応をするということで、各部署においてもその予算を組むようにという形をお願いをしております。

また、臨時職員の雇用の際に、パートタイム労働指針にも規定をされております労働条件を明示した書類として、私どもとしては雇用契約書を取り交わしておるところでございます。

そして、労働基準法に定められております年次有給休暇についても、その時間の多寡によって、勤務時間によっては異なりますけど、そういうところも付与をいたしております。今後とも、労働者の保護法令を遵守して、職員との労働条件の均衡に努めてまいりたいと思います。あくまでも、私どもとしては補助的な職員を臨時的にお願いをしているということでございます。

そして、職員間の給与格差についての御質問でございますが、合併前の各町村にはそれぞれ初任給・昇格・昇給等の規則がそれぞれ4町村持っておりました。それに基づいて行ってきたことでございます。ただ、合併の前の身分・給与を引き継いでおることは御承知だと思いますが、その組織の体系と申しますか、職員数、またはそのときの年代層の異なりによって昇給時期がそれぞれ同年代、同学歴において異なるということは御承知のことだと思います。町村によっては、勤務評定をやって特別昇給を実施して、その組織の中でも昇給の幅が違ってきているということも、その組織の中では明らかでございます。こういうことは認識をしております。ただ、それらを踏まえて、実態を明らかにすべきと私ども考えておりますので、個々の状況、その昇格、特別昇給は別にしまして、個々の状況を踏まえて、この内容を精査しているという状況下でございます。是正が必要となれば、これはまた議員の方々にも御相談を申し上げて、適正な措置をしなければならないというふうに考えております。現在では、まだ調査中ということで、明らかにはなっておりません。以上でございます。

#### ○助役（山田信行君）

それでは、3点目の郵送費の個人負担をどうしてきたかという関係につきまして、直接関与してきました私からまずはお答えさせていただきたいと存じます。

この郵送費を個人負担にしてきた理由とか経緯がおわかりにならない議員さんも多少あるの

ではなかろうかと思いますので、簡単に説明をさせていただきたいと存じます。

実は、5月31日に児童手当の現況届を受給者の方、約3,400人の方にお送りをしたわけでございます。その現況届の用紙がこれでございます。この手続は、毎年1回、この6月にやることになっておりますが、5月にこの用紙を送ったときに、実は両面印刷のものになっておりますものを、裏面の注意事項を全く印刷せずに、また担当課のだれも気がつかないまま、その3,400人の方に郵送をした経緯がございます。そういったものを郵送したところ、受給者の方からどうなっておるんだとか、そういった指摘があつて、初めて担当課が気がついたわけでございますし、そのほかの苦情も寄せられたわけでございます。そういったことから、私どもも6月10日に改めてきちんと両面印刷したものを再発行させていただいたわけです。そのときの再発行の郵送料を、関係した管理責任者で個人負担をしたといういきさつがまずございます。そういうことをまず御承知おきの上、お願いをいたしたいと存じます。

それでは、御質問のまず1点目の、公務に係る行為なのに、なぜ公開を拒んでおるのかと、そういった質問でございますけれども、愛西市の情報公開条例の第5条の規定によりますと、「個人に関する情報は非公開とする」という大前提がございます。しかしながら、その例外規定といたしまして、当該個人が公務員である場合においては、当該情報はその公務員の職務の遂行に係る情報であるときは公開できるといった定めとなっております。しかしながら、今回の事例は、職員が児童手当の現況届を再発行するという行為については、公務員の職務遂行に該当するけれども、こうした状況になった過失を認めた職員が郵送料を負担した行為は、職員個人が自主的に弁償行為に当たったというふうに私どもはとらえておりますので、そういった場合には公務員の職務遂行の範疇からは外れるといった解釈がなされておるものでございます。したがいまして、個人情報非公開の例外で公開をするという情報には当たらないと、そのように考えて対応してきたわけでございます。

二つ目に、職員の個人負担を今後行うのかという御質問でございますけれども、あくまでも私ども懲戒処分の指針というものを定めております。これに基づいた処分をしていくということが基本、大原則でございますので、職員に個人負担を科するようなこと、要は処分としてそういったことを行うということについては、もともと慎重に行うべきものであると、そのように認識をしており、安易に行うような考えは毛頭ございません。

今回の個人負担というのは、あくまで自主的な善意による弁償行為というものでございまして、懲戒処分だとか、個人負担を強制して負担させてきたというものではございません。そのように考えております。

3点目の関係でございますけれども、郵送料を個人が直接負担したことも適正な行為だったのかという御指摘でございますけれども、今回のケースはあくまでも自主的な弁償行為でございまして、適切な対応をしてきたものだ、そのように考えております。

次に4点目の関係で、職員だとか市民の皆さん方へなぜ公表しないのかという御質問でございますけれども、今回の事の経緯だとか、そういった関係につきまして、私ども関係の管理職が郵送料を負担してきた、そういった事例については、6月27日の幹部会で報告をして、経緯

を説明してきております。まして、職員に対しては公表できる部分はきちんと公表してきたわけでございまして、こうした事例が再発しないように、そういった注意を喚起してきたわけでございます。

市民の皆さんに対して、それじゃあどうして公表しないのかということでございますけれども、1点目のお答えをいたしましたように、要は非公開情報の例外には当たらないので、公開をしないということで御了承をいただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

#### ○市長（八木忠男君）

私から、総合支所の体制について御答弁を申し上げます。

先般でも、この点につきましては答弁を申し上げました。合併協定の中で、こうした分庁、総合支所方式がとられ、現在そうした体制の中で事務事業を進めてきているわけでありまして、これも住民・市民の皆さんに少しでも利便性をという考え方の中で進めているわけでありまして、

しかしながら、事務事業、あるいは組織・機構、あるいは定数管理などなど、総合的にこれからも内容について精査しながら進めていくわけでありまして、そうした過程において、愛西市として中・長期的展望も定めなくてははいけません。そんな内容を踏まえますと、合併協定の見直しはこのことばかりでなくて、いろんな場面場面であるわけでございまして、それは市民の皆さんの利便性を欠かない原則は持ちつつ、いろんな状況判断をしながら、適切に見直しもしなくてははいけないということは考えておりますが、現段階で総合支所を2極化と、これもお答えをしましたが、そうしたとらえ方は持ってございませませんが、いろんな面で今後すべての組織・機構の見直しもあわせて検討に値することであることには間違いがございませぬので、基本の利便性を欠かないという原点を守りつつ、今後も進めてまいりたいと思っております。

#### ○総務部長（中野正三君）

1点、本課が庁舎所在の窓口業務を行っているため、繁忙期云々ということでございます。

この窓口業務は総合支所の仕事としということでございます。現在、本課があるところの総合支所は、本課の事務は実は担っておりません。それぞれが本課が窓口事務も兼務しているという形でございます。ただし、総合支所で受けた書類は、本課へ回すのではなくて、すべて地域市民なり地域福祉で処理をして、本課とのコンピューターでの連携をとっているということでございます。決して窓口事務ばかりではございませぬ。

そういう中で、全般的に各所属の業務内容、業務量を把握しているということは申し上げましたが、組織・機構の全体の中で見直しを必要と考えれば、その中で実施してまいりたいと。本課、総合支所等の名称にとらわれず、住民サービスを念頭に置いた簡素・効率的な組織・事務分担をそれぞれ構築してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から苦情の件数について御報告をさせていただきます。

まず17年度でございます。佐屋地区におきましては、野焼きで32件、悪臭で7件、振動はございませぬでしたが、騒音で9件、計48件となっております。立田地区におきましては、野

焼きで11件、悪臭で3件、振動が1件、騒音はございませんでした。計15件でございます。八開地区におきましては、野焼きで16件、悪臭・振動はございませんでしたが騒音で2件、計18件でございます。佐織地区におきましては、野焼きで8件、悪臭が4件、振動はございませんでしたが、騒音が3件ということで、15件でございます。総計96件となっております。

18年度につきましては、11月末現在でございますが、佐屋地区におきまして、野焼きで24件、悪臭で7件、振動で5件、騒音で13件、計49件となっております。立田地区におきましては、野焼きで7件、あとの3項目はございませんでした。したがって、計7件。八開地区におきましては、野焼きで9件、悪臭で2件、振動・騒音はございませんでしたので、11件でございます。佐織地区につきましては、野焼きで12件、悪臭で3件、振動が1件、騒音が3件、以上19件でございます。総トータルが現在86件の苦情となっております。

2番目の御質問でございましたが、ドラム缶などの簡易焼却炉の数は把握しておるかということでございますが、現在把握はいたしておりません。

また、実際の野焼きの件数はというお話もございましたが、これも苦情の数より多く焼却がされておるものとは思っておりますが、現在のところはわかっておらないのが実情でございます。

野焼きの指導については、広報、また苦情や現場に出たときに、同時に指導を行ってまいっております。また、これからも続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。以上でございます。

## ○21番（永井千年君）

まず固定資産税の問題であります。18年度20件の減額更正を行って、5年、10年返したという話を聞いておりますが、過去、いわゆる増額更正を行ったことは、旧町村時代も含めてあるのか。あれば、事例を挙げていただきたいというふうに思います。

それから、これも具体的な問題でありますが、現在の用途は調査に行けば確認をできるわけですが、過去の用途を認定するのは大変難しいというふうに思います。そうした場合に、本人の申告を尊重するかどうか、お答えいただきたいと思っております。

そして、遡及問題でありますが、日本共産党へも遡及はやめてくれ。どうしてもだめなら、愛西市になってからにしてくれとの声を何件か寄せていただきました。私自身も、歩いておりましても、こうした声というのは大変強いものがあるというふうに思います。

今回の問題は、まず更正処分をするかどうかの判断。そして、更正処分をする場合は何年するか判断。そして何年するかというのは、地方税法の17条の5の更正処分の規定から言っても、あくまでこれはできる規定でありますので、5年の範囲内で柔軟に考えることができるのではないかとこのように思います。

私自身は、これの遡及は絶対にやめてほしいという強い意見を持っておりますが、仮に新市になってからという御意見であれば3年ということになるわけでありまして、そのように考えれば、現在明らかになっている佐屋の15年分、これはクリアできることになるわけでありま

どちらにしても、今度の対象であります 1,370件、これはごく一部であるわけでありましたが、ここだけが5年さかのぼるということではなくて、今すべての物件について眺めた場合に、例えば明確なのは佐屋の15年というのが明確だというふうに思いますね。既に調査しているわけですから。それ以外も、個別の問題でもあれば、当然のことながら公平・公正という市長の言い方をすれば、さかのぼらなければならなくなるわけでありまして。ですから、私はさかのぼるべきではないというふうに強く思っているわけでありまして。改めて、今の3点について御説明いただきたいと思っております。

○総務部長（中野正三君）

増額更正というのは、未評価家屋等が出た場合の課税のことというふうにとらえてよろしゅうございますか、佐屋以外の。

○21番（永井千年君）

両方ね。すべて税額がふえたやつは増額と私は読んでいる。

○総務部長（中野正三君）

実は、今佐屋を含めてでございますけど、課税台帳でその翌年度から課税をしているということをお先ほど申し上げました。佐屋においても、14年の航空写真から15年の評価、そして16年から課税をしているということでございます。ほかの3町村においても、同じやり方が、航空写真は別にしまして、同じやり方がやられてまいりました。そして、実は新年度課税の、例えば16年の課税の中に、いつから課税だとか、いつ建築だとかいうことの中で、実は中へ入ってしまっているというのが現在の実情でございます。

今、永井議員がこの一般質問の前に担当課の方へお出かけになったということは、私伺っております。その中で、例えば佐屋を、はっきり実は出るには相当時間がかかるということが出てまいりました。ということは、当時の状況をすべてそろえるには、1万ページ近いものをすべて一件一件見なきゃならんというような形が出てまいりましたので、ここの中で件数的なことはお示しできない状況にあります。時間をかければ当然出てまいるだろうと思っておりますけれども、現時点では難しいということでございます。

それから2点目は、過去の判断というふうにお聞きしましたが、そういう形でもよろしゅうございますか。

○21番（永井千年君）

過去の用途。

○総務部長（中野正三君）

土地の問題でございましょうか。

○21番（永井千年君）

土地・建物の、何に使っているか。

○総務部長（中野正三君）

変更があったかどうかですか。

○21番（永井千年君）

調査の入った時点で、土地や建物が何に使われているかについては確認ができると思いますが、さかのぼった場合に、過去5年前がどういう状態だったかということは、なかなか確認は直接はできないと思うんですね。それをどうやって確認するのか。私は、本人のする申告を尊重しなければならないというふうに思いますがどうかと聞いたんです。

#### ○総務部長（中野正三君）

あくまで、それは納税者の方の御確認といえますか、申し出という形で行うべきものと考えております。

それから5年の遡及云々の話でございますけど、これは最初にお答え申し上げましたように、そのできるというのはできる規定ではなくて、あくまで私どものとらえ方としては、委員会の中でも資料をお示しして御説明申し上げましたが、そのとらえ方としては、私どもは上限はそこまででございますけど、例えば私どもの考え方としては、課税権というのは5年しかありませんので、5年を上限としておりますので、そこまでは課税権を放棄すべきではないというのが行政実例等に出ておりますので、そのものを遵守していきたいというふうに考えております。

#### ○21番（永井千年君）

行政実例は行政実例なんですよ。今もありましたように、過去さかのぼって増額更正したことはない、一件もない。旧町村時代も、17年と18年の途中までも一件もないということは明らかでありますから、これはこの間放棄してきた。今の言葉を使って言えばね。そういうことは、市の判断でできるわけでありますので、市長が言う公平・公正という観点で紛れないように、この佐屋の問題も含めてやらなければならない。そうしなければ、二重基準という批判については明確な説明を、調査に行った皆さんもできないと思うんですよ。そういう意味でも、この問題は、方針だと言われればそれまででありますけど、大きな問題を抱えていることを申し上げまして、次の問題に移りたいと思います。

職員の問題です。

昨日の榎本議員の答弁の中で、総務部長が、21年までに市長部局で26名採用しても、34名減る予定であるというふうに言われましたが、ということは、現在477名でありますので、市長部局ですね、消防署を除いて。今年度7名の退職予定だとしますと、来年の4月1日には470名ということになります。そうしますと、20年度と21年度で逆算しますと43名退職して、26名、この2年間で採用すると。そして453名になるという理解でよろしいでしょうか。

そういうことだとしますと、16年の11月、合併前の499名だったですから、46名、9.2%、この間減ることになります。合併計画では、10年間で50名という数字が、150名退職して100名採用して50人純減するという説明でありましたが、既にその50名に近い数字が達成をさせてしまっているわけでありまして、この合併10年間の27年の4月までには何名にされようとしているのか、御説明をいただきたいというふうに思います。

それから臨時職員の問題でありますけど、雇用期間はどのように定めているのか。これも、さまざまな自治体の話を聞きますと、一宮市の保母さんなんかは3ヵ月契約で10日休む。そしてまた3ヵ月、そして10日なんていう契約の人たちが随分あって、それが職場にその10日間だけ

もいなくなるわけですから、その契約の方はね。大変な状況が生まれているというふうに聞いておりますが、愛西市の場合は雇用期間の定めはどのようにしているのか。

それから、所定の労働時間を超えた残業というものがあるのかどうか。パートの指針では、できるだけさせないようにするのが原則であると。また、正職員に応募する機会を優先的に与えるということも、その指針の中で述べています。これらは行われているかどうか。

それから、先ほどの163名の中で来年の4月に予算化するという話であります。まだ何名雇用保険に入って、何名社会保険に入るべきなのかという整理はされていないということなんでしょうか、数字を先ほど言われなかったのは。されていれば、それも説明をいただきたいと思います。

それから、職員格差の問題であります。職員の給与格差、これは今何か県の方から総務課の方に職員の派遣をもらって、この問題についていろいろと検討をしていただいているというふうなことが言われておりますが、検討の方向はどのようなものなんでしょうか。通常、是正する場合に、給与が下がるということになると、今までは現年分、今の給料を保障するという形、つまりこれから何年か勤めても、そこに到達しなければずっとそれで横ばいということになると思いますが、どういう方法で調整をやろうとしているのか。その調整の方向について説明をいただきたいというふうに思います。

それからもう1点、職員の問題で、これは市長にちょっと伺いたいと思うんですが、毎週火曜日に8時15分から8時30分まで朝礼がやられていると。つまり、火曜日については8時15分に全員集合ということになっているようではありますが、給与は8時15分から払われていない。つまり、この15分間はいわゆるサービス残業に当たると。公務員が、全員が善意で来てみえるとはとても思えないわけではありますが、このようなことを放置するということは厳に戒めなければならないと思います。これは監督署なんかだれかが申告すれば、必ず是正指導が入る問題でありますので、そうした是正指導が入らないうちに、打ち合わせも市民の理解を得て時間内にきちんと行うというふうに改善を図っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

永井議員の御意見として承っておきますけれども、実際、私たち朝礼の場でも、一人ひとりの意見発表の場、あるいはよりよく愛西市づくりにどうしたらいいかということ職員間で、火曜日のその時間に話し合っているといいますか、発表の場を、それぞれ課長以上でしているわけでありまして、御指摘いただいたような点、だれかがその旨に報告すれば云々という御意見でありますので、御意見として承っておきます。

#### ○総務部長（中野正三君）

今の集中改革プランにおける人数は、あくまでその21年度末といいますか、22年の4月1日人数として出しておるものでございます。

今、私どもとしては、17年の4月1日から22年4月1日の5年間をもって、その人数をしております。今、永井議員がおっしゃったのは10年というおっしゃり方でしたけど、そこまではこの計画の中で踏み込んだ、そこまではやっております。ただ、これは団塊の世代といいま

すか、60の定年のものがありますけど、消防を除いて、この21年度までに60名、17年からあると。その中で、採用を26人をしていくと。そして、34人が減になるという考え方で今やっております。

特に消防署を除いておりますから、消防署自体も、あのときに申しあげましたように、今後の広域的なこともありますので、その部分は除いた現時点の中でやらせていただいているということでございます。

2点目の雇用期間でございますが、私どもは半年の更新更新で行っております。

それから、契約の労働時間の延長ということは行ってはおりません。

それから、今のおっしゃった優先採用といいますか、採用試験については今やっておりますので、このこと自体、お答えが今できる問題はございません。

それから、保険料の数字はということですが、今、各所属のところで今後の臨時職員を必要とするのかどうかのところも、予算の編成中でございます。そのところで保険料が必要かどうかも踏まえて、今やっているさなかでございますので、出てまいっております。

そして、給与格差があるかないかの問題のところ、計算上下がった場合にどうするかということでございますが、基本的にはそれが明らかに他と均衡を欠くようなことであれば、それは昇給の延伸という形になろうかと思えます。そのことが出てくるかどうかは別にしまして、そういう考え方になろうかと思えます。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

要するに、22年の4月1日と言われましたけど、要するに20年と21年と22年の3年間で26名採用すると、こういうことですね。そうしますと、22年4月1日の職員数の予想というのは何人になるということなんでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

現在、これは17年の4月1日からやっています。それは消防部分を除いたものですけど、それから34人引いた453名という形になります。消防はあくまで除くという形でございます。

#### ○21番（永井千年君）

臨時職員について、さまざまな問題がありますので、市役所がこうしたパートタイム労働法、そしてパートタイムの指針に最も忠実にやっていっていただく必要があるというふうに思いますので、今後もよろしく願いいたします。

それから郵送費の個人負担の問題であります。助役がいろいろと言われましたけれども、一言で言うと強弁と私は理解しました。これは、個人に関する情報ということでなくて、職務で行われた行為でありますので、そのような解釈は大変おかしいのではないかというふうに思っています。

もともと公文書を送るのに、個人の行為でポケットからお金を出して公文書を送るということは、あり得ないことだと思うんです。こんなことはやっちゃいかんと思うんです。もし、実際に処分に該当をして、その処分に伴って職員に賠償を求めるといようなことがあったとしても、その賠償の金額はやはり会計室に一たん入れて、そして再び公費でもってきちんと送る

ということが正しいやり方だというふうに思いますが、その点もあくまで適正な行為だったというふうに言われているのは、どうにも理解ができません。

それと、地方自治法の第 243条で職員の賠償責任について触れていますが、ここでも故意または重大な過失により法令の規定に違反して、あるいは怠ったことにより損害を与えたときも同様とするということで、故意または重大な過失であるかどうかということがこの問題の一番中心的な問題だというふうに思います。だから、今回は故意または重大な過失とまでには当たらないということで、処分がされなかったわけでありますから、処分がされなかったのに賠償責任だけが出てくるというのは、この自治法からいっても矛盾をしているのではないかというふうに思います。

いろいろと弁護士なんかにもこの見解について相談はされているようではありますが、これは単に 2 人の部長と課長と助役が 13 万何がし負担したということで済む問題ではありません。私は、県の方にも聞きましたし、あるいは自治労連という労働組合にも聞いてみましたが、このようなことで個人負担が発生するというのは聞いたことがないというふうに回答をいただいています。

きょうは時間がありませんので、これ以上言うのもやめますが、ぜひともこれはボタンのかけ違いだとしたら、やはり正していただきたいというふうに思いますが、市長、今、私の話を聞いてもらっておって、この問題については助役にお任せであるかのように思うんですが、負担も含めてね。どのような気持ちで了解されたのか。職員に対する影響などもどのように考慮されたのか、一言だけちょっと見解を述べていただきたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

この件が発生した折に、市民、関係の方々から相当厳しいといいますが、きついといいますが、言葉が届いたようであります。担当部局も相当、その点については悩んでいたような状況もあったやに聞いておりますが、こうしたことを勉強としまして、今後、職員の分限、懲戒処分につきましては、そうした審査委員会などきちんと審議をしていただいて対応してまいりたいと思っております。

#### ○21番（永井千年君）

それでは最後の問題であります。野焼きの問題でありますけれども、17年度が野焼きが65件、18年度が、これちょっと計算すると間違っている、52件ですかね、現在まで。そういうことで出ているようであります。

まず私がやってほしいのは、この2番目の問題で実態把握調査、どこにドラム缶が置いてあるのか、どこで野焼きが行われているのか。一部、旧町村では概略つかまれているところもあるようではありますが、改めて全市的にまず調査をしていただきたいと。そして、巡回をして、これは禁止行為であるので、ぜひやめてほしいと。事業者であれば、当然ごみ工場の方へ搬入してほしいなど、適切な指導を、これが一般廃棄物だったらそうですし、産業廃棄物だったらみずからで処理していただくわけでありますから、そのあたりも指導をやっていただく必要があると思います。この問題について、明確な市民生活部長から答弁がありませんでした。

それから焼却炉の回収という問題についても、焼却炉の種類によってあると思いますが、粗大ごみで出してくれという話もありますが、粗大ごみに出せないものもあるわけでありまして、それはどのような形で回収していただけるのか。その回答もありませんでしたので、改めて、あと2分でありまして簡潔に。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

それでは、簡易焼却炉の把握ということですが、私どももできるだけ把握はしたいとは思っておりますが、何分にも小さなものもございまして、大きなものもございまして。それら現実的に調査をいたしておりませんので、ただ把握はしていないという御報告をただけでございまして。お許しがいただきたいと思っております。

それで、その簡易焼却炉につきまして、処分をされるときに、私どもの方へ御相談をいただいて、それぞれお話のありましたように、ドラム缶を簡易的に使ってみえる方の処分等、御相談に応じ、それより大きなものでしたら業者等を紹介するなどの処分の仕方等につきましても御相談に応じておるつもりでございまして。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

**○21番（永井千年君）**

最後に一言だけ。調査をやるのかやらんのか、やることも検討するのかしないのか、ちょっとはつきりさせてください。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

先ほども申し上げましたように、簡易的なもの、すぐに移動できるようなものもございまして。したがって、非常に調査がしづらい、またきのうまで置いてあったのにきょうは置いてないというような場合もございましたので、なかなか実情がつかめないというのが現状でございまして。調査を、調査をと言われましても、愛西市隅から隅まで歩いて調べることができないのが現状でございまして。苦情のあった場所等は明確にわかっておるわけではございますが、その点、よろしく御理解がいただきたいと存じます。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて、21番・永井千年議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとらせていただきます。

午後3時07分 休憩

午後3時17分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

通告順位に従い、14番の26番・宮本和子議員の質問を許します。

**○26番（宮本和子君）**

3点について一般質問を行います。

1点目は、75歳以上の後期高齢者医療制度は、過酷な保険料取り立てと給付の切り捨てという問題です。

国民に新たな負担増を押しつけ、保険証の使える医療を大幅に切り縮めるとともに、公的医

療保険の役割に重大な偏執をもたらす医療制度改悪法が、6月14日に国会で可決・成立いたしました。7月から、70歳以上で現役並み所得とされる20万人の窓口負担が3割に引き上げられ、このうち小泉増税で現役並み所得となった90万人は、7月から10月の間に1割、2割、3割と、負担が3倍になりました。さらに2008年（平成20年）4月から、低所得者も含め70歳から74歳までの窓口負担が2割に値上げされます。10月から、入院では、療養病床に入院する患者の70歳以上の食事、居住費の負担増が強行されました。住民税課税の人で月3万円の負担増です。2008年4月から、65歳から69歳までも対象となり、1ヵ月の入院費用は13万円を超えます。高齢者だけでなく、入院や手術で医療費が高額になったときに適用される高額療養費制度も10月から改悪をされ、1ヵ月の上限が8,000円ほど引き上げをされ、70歳以上の自己負担限度額も引き上げられました。病気にかかりやすく治療に時間のかかる高齢者や、重い病気、けがを負った重症患者への負担増は受診抑制による健康破壊をますますひどくさせ、命の危険をも生じさせます。また、患者負担をふやして受診を抑制することは、病気の早期発見、早期治療を妨げ、重度化させ、かえって医療費増大を招きます。そして改悪法には、75歳以上の後期高齢者を国民健康保険や組合健保から脱退させ、後期高齢者だけの独立保険をつくる制度に改悪をされました。

そこでお尋ねいたしますが、75歳以上の後期高齢者医療とは、対象者は何人で、どのような制度なのか。今後、どのような計画で後期高齢者医療制度は進められていくのか。また、保険料の賦課や徴収はどうなるのか。滞納者に対する措置はどうなるのか。低所得者への免除、減免制度はあるのか。そして、後期高齢者の医療給付費増大が後期高齢者の保険料の値上げとなり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらす制度であり、高齢者の所得実態に見合う保険料にすべきであると考え、見解をお聞かせください。

では、2点目の問題でございます。住民基本台帳と住所地番の確認についてでございます。

11月6日付で、住民基本台帳上の住所地番の確認についてという文書が、住民基本台帳の住所地番と土地台帳上の地番が合致しないことが判明した住宅に届きました。

そこでお尋ねいたします。一つには、住民基本台帳の住所地番と土地台帳上の地番が合致しないことがいつ判明したのか、経緯と原因について。また、各地域別の該当する世帯数はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

二つ目は、家族全員の住所変更にかかるし、事業所の場合は登記費用、各種住所印、取引変更案内など種々の費用がかかるが、それらに対する費用負担はどのようになっているのか。この確認書がきちんと届けられたかどうかの確認はどのようにしているのか。住所変更などの手続をしないでそのまましておいた場合はどうなるかについて質問を行います。

3点目ですが、近藤紡績跡地への大型店の進出に対する対策についてでございます。

近藤紡績の跡地が、今までの工場や社宅を取り壊し、周辺住民には事前の何の説明もないということで、周辺住民から騒音、振動、粉じんなどに対する怒りが寄せられていました。11月2日には、近藤紡績所津島工場跡地計画進入路建設に伴う説明会が柚木町で行われ、県道から近藤紡績跡地までの進入道路の建設のための説明会が行われました。騒音、振動及び粉じん対

策、危険防止対策、交通安全対策など8項目にわたって説明がありました。その中でも、騒音、振動、交通安全対策などの意見が多く出されたということです。その後、柚木町を中心に、近藤紡績跡地の安全・安心を考える会を立ち上げることになり、12月9日に総会が行われました。総会の中でも、信号機を2カ所つくってほしい。ガード板も、住民の要望でやっとなつてほしい。狭い道路に渋滞をする。説明会の案内も終わってから来たのでは仕方がない。早く案内なども回してほしい。小学生の通学路の安全を考えてほしい。日比野駅の踏切の拡張をしてほしいなど、参加者から多くの切実な意見が出されました。近藤紡績跡地は既に更地となり、周辺の住民は、近藤紡績跡地に商業施設としてパチンコ、スーパー、ホームセンターができるのではないかと。来年の2月から3月ごろには、テナント工事関係の説明会を行うなどの話が出ています。

そこで、1点目、住民への説明会が行われたが、その内容と今後の計画について。

2点目、近藤紡績跡地にどのような大型店が進出してくるのか、具体的なことがわかれば教えていただきたい。

3点目、周辺道路の整備、排水対策について、どのような計画になっているのか。

まず、この3点についてお聞かせください。あとは自席に着いてお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から後期高齢者医療について御説明をさせていただきます。

まず、1点目と2点目の制度の概要と今後のスケジュールについてでございますが、今回の規約の上程に先立ちまして、去る9月28日の全員協議会で配付いたしました資料と重なるところがあるかと思っておりますが、よろしく願いしたいと存じます。

まず、この対象者でございますが、現在の老人保健受給者、本年11月末現在でございますが、6,425人となっております。基本的には現在の老人保健制度が新制度に移行するもので、県を単位とした全自治体で構成する広域連合を設立し、保険料の決定、賦課、医療費の支給等を行うものでございます。

また、3点目と4点目についてでございますが、保険料につきましては、政令で定められる算定方法の基準に従いまして、運営主体である広域連合ごとに決定、賦課され、その徴収は市町村の事務となります。そして保険料につきましては、応能割と応益割の方式がとられ、それぞれ50%を基本として賦課されるものでございます。所得に応じ、応益割の軽減措置が図られるやに聞いております。いずれにいたしましても、詳細につきましては国の政令等によることとなっております。まだその全容が示されていない状況でありますので、御理解が賜りたいと存じます。

続きまして、住民基本台帳の住所地番の確認についてでございますが、1の住民基本台帳の住所地番と土地台帳上の地番が合致しなくなったのがいつ判明したのか、経緯と原因について及び各地域別の該当世帯数はとの御質問でございましたが、経緯につきましては、合併前の分科会で旧佐屋地区の一部、大字に小字のない住所表示約230世帯がございました。現在の旧大

字でございます佐屋、須依、内佐屋、柚木、日置、落合等の大字だけで地番となっておりますのがございました。それが 230世帯ほどございまして、分筆等による住所表示の不突合が約 420世帯ございました。それらを把握しておりましたが、他の 3 地区については、分筆等による地番不突合はあるかもわからないが、全件調査する時間的余裕がないということで、数はつかんでおりませんでした。

6 月初旬に、他課からコンピューター上の住基検索画面での指摘がございまして、市民全員の住所一覧を情報管理課へ依頼し調査したところ、佐屋地区以外でも同一地番内の複数世帯、団地の方書き等の有無等の疑義が判明をいたしました。このため、資産税課との確認事項とすべく、土地・建物との地番照合エラーリストを作成してもらうことによりまして、全件リストと資産税チェックリストの照合により、確認個票を作成いたしております。7 月中旬に、資産税課職員による土地・建物の地番、所有者、分筆年月日等を記入していただく作業を行い、8 月中に返送されました。その後、市民課において、明らかにエラーとなる世帯、団地方書きの存在する世帯等の大字別一覧リストを作成し、該当世帯への周知をすべきかどうかの検討をいたしております。

このエラーリストの中には、アパート、借地世帯が多く含まれ、住所表示に不突合が生じている事実も知らされていないと思われる世帯が 3 割ほど見受けられ、周知の文書を送付することでの意識喚起と、御案内のように住所修正は申し出となっておりますので、一人でも多く応じていただけないかという思いが職員の側の意見としてありました。そういう検討を行いつつ、9 月末に市民課所管の支所、出張所職員への説明会、エラーリストの提供により 11 月初旬発送と定め、最終調整を 11 月 8 日発送に至りました。この際、佐織寿敬園、八開山之神地区、立田森川地区のエラーにつきましては、行政側の認識不足によるエラーであることから、10 月までを目途として各支所の市民課の職員に訪問させ、申し出修正を了承していただいて、完了いたしております。

ちなみに、11 月末までの申し出修正世帯は 155 世帯、現状でよいとの回答をされた世帯は 121 世帯でございます。また、佐織地区、団地方書きにつきましては、文書発送 645 世帯のうち 376 世帯が申し出修正されております。

原因につきましては、国、県、町村、土地改良区、水資源開発公団等の用地買収があり、分筆によるエラーとなった事例、また所有者自身による分筆エラーとなった事例も多々見受けられます。

旧来、分筆登記は行政側による嘱託登記が主であり、本番を残さず枝番分筆されることが原因と考えられております。

二つの家族全員の住所変更及び事務所の変更による諸費用の質問でございますが、住所の修正に係る届け出の一部で住民票の提出を求められることの認識もあり、届け出からおおむね 3 ヶ月を目途として申請理由を明記していただき、公用交付とさせていただくことでお話をさせていただいております。

なお、事業所の場合であります。法人登記上は個人の住所はあまり影響はなく、役員とし

ての登記がある方に対しては説明をし、理解を得て、前述のような措置をさせていただいております。

御質問の住所変更の登記費用、住所印等の行政負担の考えはなく、申し出者及び照会者にもそのようにお話をし、御理解を得る努力をいたしております。

3の、確認書がきちんと届けられたかどうかの確認をどのようにとの御質問でございますが、11月末で13通、郵便局よりの返送がありました。私見で申しわけありませんが、返送されない文書につきましては届いたことと解させていただいております。余談でございますが、開封後、そのまま新聞社にお持ちになった方も多数あると聞いております。また、返送された住居者につきましては、実態調査をすることで対処する考えでございます。

4の、住所変更をしない場合はどうなるのかとの御質問でございますが、さきにも御説明させていただきましたが、変更につきましては申し出でございます。本人が修正の意思なく、長年、住生活をしてきても何の影響がなかったのも事実でございます。現在の住所が地番不突合の場合、他市町村からの転入のときにその人が同一世帯内に入居できないとか、婚姻等で新戸籍を置く場合でも、住所は不突合のまま同居できますが、親と同じ本籍地番が設定できない等支障はありますが、現時点では何の支障もございません。将来、子・孫の代で必ず支障が起き、住所修正、本籍修正が必要になってくるものと思っております。また、住民基本台帳カードや、公的個人認証による電子申請の対応にも支障が出ることにより、御了承の上、住所修正にも応じていただくことといたしております。よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは3点目の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、議員質問の趣旨の中でおっしゃってみえる説明会というのは、株式会社近藤紡績所津島工場跡地計画、ここが大事ですが、進入路建設に伴う説明会ということで、おっしゃってみえたように、11月2日に、柚木のお寺さんにおいて説明会が行われました。説明をしたのは、株式会社西井都市建築設計事務所でございます。お聞きの内容につきましては、跡地計画への進入道路の建設についてでございます。敷地の南西角から西へ、県道一宮・弥富線まで道路を新設するというものでございまして、幅員が12メートルで、両側に2.5メートルの歩道を設置するというものでございます。施工者は株式会社大林組で、工期末は年明け19年の3月末を完成目標としているといった内容でございました。今後の計画ということですが、年明けの19年2月か3月ごろに入る店舗等の説明会を開催させていただく予定であるというような説明がございました。

2点目と3点目の、大型店が進出してくるが、具体的な内容はとか排水対策についてどのような計画になっているのかという御質問でございますが、どちらの件につきましても、まだ私どもの方へ全体的、具体的な内容・計画についてはお示しをされておられませんので、現段階ではわかりません。よろしくお願ひをいたします。

#### ○26番（宮本和子君）

では、1問目から再質問をさせていただきます。

平成20年から後期高齢者の医療で75歳以上の方が別個に保険制度ができて、保険料を払うということになりますが、今まで75歳以上の方は保険料の負担はどのようになっていたのか、また医療費の負担は幾らになっているのか、まずそこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

保険料ということですが、その方が国保等保険に入ってみえますと現在の国保条例にごぞいます保険料となりますが、扶養者となっておりますと、今までは保険料としては徴収されていないというのが現状であろうかと思っております。

また、自己負担については担当課長に答えさせますので、お願いします。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

それでは、私の方から自己負担分について御説明を申し上げます。

基本的に、現行の老人保健の方々の窓口での自己負担というのは1割が原則となっております。ただ、一定所得以上の方々については、現行は3割という基準で窓口徴収をされておまして、今回、平成20年度からの後期高齢者医療制度につきましては、自己負担分についてはそのままの移行という形になっていくと思っております。

**○26番（宮本和子君）**

先ほど4点目のところで質問がありましたので、あわせて質問をさせていただきますが、そうしますと75歳以上の高齢者は、新たに保険料の負担がふえるということになりますが、そのことによって国保などの医療保険はどのようになるのか。また、負担が軽減されていくのでしょうか。また、国や県の後期高齢者医療の負担割合はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

まず保険料につきまして、後期高齢者医療制度になった折に保険料部分が新規で出るがということですが、確かに、今の国の試算の状況でいきますと、1割相当部分を御本人さん方の保険料で想定をしております。ただ、先ほどの御質問の中でございましたように、現行の老人保健の制度におきましては、対象者、受給者の方々というのは、それぞれ保険の制度、すなわち国保やら社会保険の加入者となっておりますので、先ほどの説明のように、国民健康保険の加入者の方であればそちらで保険税の御負担をいただいております。今回の後期高齢者医療制度におきましては、それらの医療保険制度から全く切り離した形で後期高齢者医療制度というのを立ち上げまして、そちらの新しい制度の方に現行の老人保健の対象者の方々を、言いかえると移す形になります。したがって、新たな制度で保険料1割相当部分が発生をいたしますけれども、反面、国民健康保険の方に入っておみえになった方々については、国民健康保険税の負担はなくなるという形になっていきます。

その保険料にあわせまして、負担軽減、いわゆる減免の制度かと思っておりますけれども、それはどうなるんだというお尋ねでございます。この減免につきましては、まだ詳細については示されてはおりませんが、基本的に応益割合につきましては、その方の所得に応じて7割も

しくは5割という軽減の制度が法定化されるというふうに聞いております。したがって、こういう所得の低い方々の保険料部分については応益割合の軽減が図られていくという制度でございますので、よろしくお願いをいたします。

**○26番（宮本和子君）**

国と県の負担割合は。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

基本的な制度の財源の内訳といたしましては、医療費として給付をする部分の2分の1を公費で負担をする形になっております。その比率は、国が4、県・市がそれぞれ1という割合で負担をすることとなっております。残りの5割を保険者の支援金という形、現行は老人保健に対する拠出金という名称になっておりますけど、これが各保険者からの支援金という形で40%、残りの10%を保険料というような財源内訳になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○26番（宮本和子君）**

それから、保険料の徴収については年金から天引きとなると言われております。年金のない人など、普通徴収になる人ができるわけですが、普通徴収にはどんな人が対象となるのか、また保険料が全国平均6,000円ほどと言われておりますけれども、愛知県の場合は3,100円になるということ、名古屋市なんかではそういった試算をしているようですが、そういった点では保険料は幾らになると考えておられるのか、お聞きいたします。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

それでは、お答えを申し上げます。

まず、保険料の普通徴収の方々についてでございます。これは現行、介護保険という制度がございますけれども、基本的な保険料の徴収の形というのは、それに沿ったような形で進んでおるように我々見ております。そういった介護保険の形を参考に数字を出させていただきますと、約8割の方々は年金からの天引きになるのではないかと。残り2割の方々について普通徴収という形になっていくのではないかとということでございます。

その根拠といいますか、保険料の年金からの徴収の基準というのが年額18万円以上の方々、そういった額の制限がございますので、それ以下の年金の受給者の方々については特別徴収ができないということになっております。したがって、特別徴収が約8割で、普通徴収の方々は2割ほど出てくるのではないかとというふうに思っております。

それから、保険料の額についてでございますけれども、基本的に保険料の額の決定、それから賦課につきましては、広域連合の方の事務になってくるということでございますけれども、今御質問の中にもございましたように、国の方で試算をした数字というのが表の方に出ておまして、それが月額6,200円という数字が出ております。それは基本的な試算の数値でございます。最終的には県を単位とした広域連合の中で、さまざまな要因、すなわち政令で決められております基準に基づきまして保険料の算定がなされていかないことには、果たして愛知県の保険料が幾らになるかというのは現段階ではちょっと申し上げられませんが、よろしくお

願いをいたします。

#### ○26番（宮本和子君）

75歳以上ということだと、現金収入のある方はほとんどないわけで、そういう点では、唯一収入と言えるのは年金。その年金から介護保険料、後期高齢者医療の保険料も天引きをされて、ますます年金が少なくなり、先ほども私が最初に言いましたように、医療制度が改悪をされて、本当に医療費の負担も大変かかるという状態になってきますと、お医者さんにかかりたくてもかかることができない。そして、いろんな厚生労働省の文書なんかを見ても、医療費の適正化と言いながら、高齢者が医者にかかれないように、医療の抑制をするためにこの制度があるのではないかと。そして、低所得者の高齢者にも、減免制度はあるようですが、漏れなく保険料を取り立てる制度と言われても仕方がないと考えますが、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

ただいま御質問の中で、制度自体に対する御意見をちょうだいしたわけですが、基本的には、今回のこの後期高齢者医療の制度ができ上がった背景は、皆さん御承知のとおり、高齢者の医療費の高騰に原因があるかと思えます。

ただ、今回この制度に移る背景といたしましてもう1点、いわゆる高騰する老人医療の支払いに苦慮しておる個々の団体が多く見受けられる状況の中で、少しでも支払いに対する財源的な均衡を図るといいますか、それを広域化をもってして財政面での安定化を図っていきたいという、国の方の主な趣旨でこういった制度が制定をされたやに考えております。

したがって、先ほど保険料の徴収部分につきまして申し上げましたけれども、すべての方には申し上げませんが、所得に応じた軽減の施策というの、基本的に国の制度の中で法定の軽減制度というものを設けて、当然所得の低い方々に対する配慮をなされておるといことで御理解が賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○26番（宮本和子君）

一昨日の議案質疑の中でも広域連合の問題で質問いたしましたけれども、やはり今回のこうした後期高齢者医療制度の問題で、住民、高齢者の方自身のことが何も保障されていないということと、住民の健康と暮らしを守る市町村に全然権限がないんですね。保険料を本当に集めるだけという状況の中で、保険料の決定も、それから軽減の、住民のいろんな苦しいところやなんか、実際に声を聞くのはやっぱり市町村だと思うんですが、そういった市町村に何も権限がないし、住民はどこに自分たちの気持ちを訴えたらいいか。やっぱり県で一つの広域連合の中で決定をされるということでは、高齢者の方たちは命とつながるこの医療費を、これ以上高齢者いじめをどこまでやるのかという怒りが、この制度が始まれば必ず起きてくるのではないかと思いますので、やはりこの問題、もっと市町村や住民の声が反映できる制度を、市としても、広域連合をこれから来年1年で具体的に決めていくわけですが、そういったところにぜひ具申をしていただいて、この制度は、本当に始まったら大変なことになるということを肝に銘じていただきたいと思います。と質問を行いました。

次に、住民基本台帳の問題ですが、佐屋地区で 620、立田地区で 157、八開地区で32、佐織地区で 368、団地名削除の関係で 913ということで、2,090件が今回の対象になったということですが、そういう点で、先ほどもいろんな苦情がたくさん届いたということですが、具体的には各庁舎に何件ほどこういった苦情や問い合わせがあったのでしょうか。そこら辺は集約されていますでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

苦情の件までは、ちょっと手元に件数までは持っておりませんが、すみません、まことに恐縮でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

先ほどから、お話では相当いろいろな問い合わせがあつてどうのこうのとおっしゃっていたと思うんですが、今回、住民基本台帳の問題が、日常的には今まで使っていた住所で、お金をかけて処理をしなくても支障を来す問題ではないかもしれませんが、これが合併以前に住所変更がきちんとされていたら、今ごろになってぐちゃぐちゃした問題はないと思うんですよね。やはり佐屋地区でその前に判明していたというところで 650件ほどが、そういったことで判明していたら、今ごろまた住所変更をしなきゃいけないという問題はなかったと思うんですが、やはりそこら辺が何か住民としては、この間合併したばかりに住所変更のいろんな手続をして、また住所が違いますよと。これは納得されないのは、通知をいただいた皆さん同じ気持ちだと思んですが、本当に簡単な文章なんです。私も見せていただいたんですが、そういった文章だけではなかなかわかりにくいし、だから問い合わせも多分相当あつたというふうに思うんですけれども、そういう点では、きちんともう少しわかりやすくするか、ある団地では集中的に送付されていますので、そういった意味では、この問題にきちんと説明会を行うなどして、住民にどういう問題があるのかと。今しなくても、将来的にはいろんな支障があるというお話もありましたので、もう少し丁寧な文書を送り届ける必要があつたのではないかと思います。そこら辺はどのように考えておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○市民課長（佐藤喜光君）

今御質問の件ですが、確かに旧の佐屋地区でそういうことが判明した時点で幹部会に諮った経緯はございます。そのときに、他町村はどうだということで、最初の市民生活部長の答弁にもありましたように、他町村の中でそういう調整がされれば、同一步調として周知の文書を出さないかんわなど、そういう見解でございました。けれども、現実、その分科会で1年半の中で、他市町村のそういう調整というのができていなかったんですね、現実問題として。そのときに、私もほかの課長にお尋ねしたときに、確かに地番のエラーはあるだろうと。それは、御答弁にもありましたように、行政が嘱託登記をしておったんですね、50年代は。職員が登記申請を出して分筆登記をした。そのときに本番を残せる事実はあつたんですが、その本番を残すということを中心と考えずに、1番、2番で基本的な分筆を起こしていったと。ですから、本人さんたちは1番、2番で分筆が起きている事実は御存じなんですが、地番の申し出申請には応じていなかったということで何十年経過してきたわけです。御質問の中で、なぜそういうこ

とを放置したのかということ、行政の怠慢もあるんですけども、本人さんが周知してみえるから、申し出なきゃあ、行政としての責任はそこで一つをクリアしておるんでなかろうかというのが担当者の考え方だったと思うんですよ。

それで費用の面ですけども、合併のときに、確かにゴム印だとか、いろんな印刷関係の費用負担でお小言もいただいております。今回のことにつきましても、現実問題、合併のときに何で言わなんだと。先ほどの質問にありましたように、8日の午後、9日、本庁舎、佐織庁舎で200本ぐらい電話がかかってきました、お小言が。それにつきましても、何十年ほかっておいて何でだという御質問ばかりですね。部長の答弁にもありましたように、借地者、アパートの住人の方が御存じない事実も周知を差し上げて、その大家さんからのお問い合わせも現実にあったわけです。それは何でかということ、以前の地主さん、大家さんが亡くなられて、相続された方が事実も周知されていなかったと。そういうことで、全員協議会のところでもお話し差し上げたんですが、周知の意味も含めまして今回意識喚起を行ったというのが、一つのこちらの逃げ道で申しわけないんですけども、そういう事実を周知させていただいて、旧の町村が持っておったそういう地番についての認識を、改めて愛西市が皆さんに認識していただきたいということで差し上げた文書でございまして、あまり詳細には書けなんだというのが現実でございまして、すみません。

#### ○26番（宮本和子君）

そういったことをきちんと対象者に、一軒一軒は無理にしても、ある一定の地域とか、まとまったところがあると思いますので、そこら辺はきちんと周知をする意味でも、説明会を開くのか、まとめて、もう少し話を聞けばわかる話でもありますし、そこら辺をきちんとやっておかなかったの、何か住民にとっては、また住所変更しなきゃいけないし、どうするんだろうというような率直な気持ちだと思います。負担費用なんかも、これはやらなきゃいけないということでまじめにやられる方も多々あると思いますし、そういう点ではこういったことをもう少し丁寧な文書で連絡したり、もう一度説明会などを地域ごとに行うということについてはどのようにお考えでしょうか。その点をお聞かせください。

#### ○市民課長（佐藤喜光君）

今の御質問ですけども、地域の説明会ということに関して、現実、この文書をお出しする決裁の段階で、助役の方から提議も私の方へいただきました。でも現実問題、そのときに、大変申しわけない話ですけども、資産税の方の評価エラーとバツティングさせて考えてみえる住民の方の反応が怖かったです。要するに、税とリンクして住民票の表示を調査したんじゃないか。現実、電話の問い合わせはそればかりだったんです。要するに、住所を変えることによって、本来置いてある地番がないところの評価が住宅用地になっていないということで、課税面が変わるというおそれがあって、逆に助役の方の、資産税との合同の説明会という提案に、私の方は拒否反応を示したんです、市民課の方は。かえってその方が事が大きくなり過ぎてしまうのではなかろうかと。固定とリンクされたということ。ですから、あえてそこを避けて、その軽易な文書で御周知をすることにより、必ず小言の電話は来ますので、9月27日

に市民課所管の六つの窓口の全職員を呼んで、こういうことで周知をする、必ず小言の電話は何百本とかかかってきますので、1,800人から出ているので、その対応をくれぐれも説明するよ  
うにということで了解して、職員側の対応はしたという現実で、住民に関しては事足りない文  
書が出たのは事実でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

そういう点では、本当にこの問題も、合併によって引き出された問題じゃないかもしれませんが  
んけれども、やはり合併時にきちんと処理をされていればこんな問題もないと思いますし、ぜ  
ひ今後は住民の負担にならないように、丁寧な説明をしていただきたいと思います。

次に、近藤紡の跡地の問題ですけれども、信号機は進入道路の県道のところで突き当たりの  
2カ所につけてほしい、それから進入道路の歩道と近藤紡の西側道路の側道に歩道をきちんと  
つくってほしいという声も切実に出ていましたし、その信号機については、今度どういった大  
型店ができるかわかりませんが、設置のための費用は出すから何とかという話も出ています  
ので、そういう点では、信号機を2カ所つけてほしいという要望がありましたけれども、それと  
進入路、ちょうど近藤紡のすぐ西側の道路ですね。そこも結局用水があるのでふたをするだけ  
で、きちんと歩道をする計画は聞いていないということで、そういうところを駐車場がわりに  
されるとやっぱり困るということで、歩道なら歩道ということで歩車分離をしていただきたい  
という声がありましたので、そういった声に市としてはどのように考えておられるのか、お聞  
きします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

まず1点目の信号機の関係ですが、これはきのう、ある件で信号のお話が出たときにも少し  
触れさせていただいたんですが、信号機というのは、市の方で独自にここへと、設置なら設置  
ということができないんですよ。当然、公安の協議が必要になってきて、そこでオーケーが  
出て初めて設置ができるわけです。信号機の設置の関係についてのお話も出ている旨は伺っ  
ておりますので、相手側の、いわゆる近藤紡の方には伝えておりますが、今、議員がおっしゃ  
ったお言葉をおかりするならば、皆さんが望んでみえる2カ所に信号機が設置できるかでき  
ないかということについて、ここで私の方からこうです、ああですということがちょっと言  
えない状況にありますので、お許しをいただきたいと思います。

それから、近藤紡の西側の道路の関係、確かに側溝といいますか、水路といいますか、そ  
ちらの方へふたをされたいというお話は聞いていますが、まだ具体的にこういう形でという  
ものはこちらの方へは参っておりませんので、詳細についてはわかりかねます。お話が出  
たということについては、機会があればお伝えをしまいたいと思っております。よろしく  
願います。

#### ○26番（宮本和子君）

あと三つぐらい住民の要望がありますので、それをちょっと言っておきたいと思  
います。

工事中の安全対策をしてほしいということで、特に子供たちの通学路の安全や周辺住民  
に対する安全を第一に考えて工事をしてほしいということで、警備の方が自分たちの車  
を通すこと

に必死になって、通行する人たちのことは全然無視してやるということがあったそうで、これは何のための警備員なのかということで、大分苦情を言っていた方がたくさんあったということですので、これから建設の方に向かえば車も相当通るといってもありますので、そこら辺はぜひ徹底させていただきたいということ。

それから、パチンコ屋の施設ができるということですが、やはり通学路もありますし、子供たちの防犯や治安の心配があるのでやめてほしいという、若い父母の皆さんからもそんな声が出ております。今、子供たちのいろんな被害が出ている状況の中では、市としても、住民の声としてぜひこの問題は届けていただきたいと思います。

それから、周辺の道路というのは本当に狭いんですよ。一方通行も本当に1台しか車が通れないところばかりで、東側には名鉄が走っているという状況でありますし、ただでさえ名鉄の踏切も狭くて、送り迎えの車も大変ふえまして、本当にいつ事故が起きてもおかしくないという状況がありますし、ぜひ踏切の拡張もしてほしいということで、何か弥富市のイオンタウンでは、踏切の拡張も含めて、業者というのか、イオンタウンの方でお金を出してそういう対策を行ったということを知っておりますので、やっぱりそういった住民の皆さんの声を聞いていただきたいということと、市側はあまり何も情報を持っていない。先ほどのお話のように、あまり情報をつかんでいないということで、近藤紡が、今、中心になって住民の対応をしているわけですから、そこら辺と連携をとりながら、住民に適切な情報もきちんとしていただきたいということで、これから近藤紡績跡地の安全・安心を考える会が市と業者との関係では運動を起こされて、要望などをされていくとは思いますが、ぜひそういった皆さんの要望を聞いて、本当に地域住民の安全第一ということでぜひ進めていただきたいと思いますが、その点、トータルでお答えいただければ結構だと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員からの御趣旨は十分承りました。

ただ、私ども事務を執行していく立場でお話をさせていただけるならば、法的な規制については、これこれはいいけれども、これこれはいかんと申し上げられるわけですが、佐屋地区出身の議員でありますので、この地域が市街化区域ということも御存じだと思うんですが、そうした中で、どうも伺っている話の中では、取りつけ道路等については最終的に市の方へ寄附をしていくというお考えでおみえになるみたいですが、敷地内については、私有地の通路、いわゆる一敷地内の自分たちの通路という考えもあって、1区画の中でおやりになるような考えでおみえになるようですので、規制がどこまでできるかという問題がありますので、私どもの立場としては、法的な縛りについての適否を判断させていただきたいと思っています。

ただ、今承りました事柄につきましては、近藤紡の方へお伝えをさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

#### ○26番（宮本和子君）

近藤紡績の取り壊しで、住民の方たちは騒音、振動、粉じんなどの被害で、アンケートにも寄せられていたり、直接私の方へ電話があったりということで、本当に悲痛な声が届いていた

わけで、市が積極的に業者の情報を集めて、住民の要求に耳を傾けて、十分にこれから何か大型店との橋渡しをぜひしていただきたいと要望いたしまして、私からの一般質問とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

ここで10分間休憩をとります。

午後 4 時19分 休憩

午後 4 時29分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたしますが、その前にお諮りをさせていただきます。通告されておる議員があと2名ございます。引き続き2名行いたいと思いますが、5時を過ぎると思いますので、ここで議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、本日の会議を延長することに決定をいたしました。

それでは、通告の順位15番の8番・田中秀彦議員の質問を許します。

○8番（田中秀彦君）

議長のお許しをいただきました。

1点、愛西市の財政運営について、発言通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

その前に、先般の9月議会におきまして私の一般質問させていただきました中におきまして、各支所の活性を図ってくださいと。特に窓口業務に際しては、来庁者へのあいさつ、それから事務処理の迅速化といいますか、てきぱきとした処理をしてほしい。また、来庁者に対する好印象を持たれるような対応をしてほしいというような要望を各支所長、あるいは課長にお話をして、そのような指導をお願いしたところ、その後、私も質問の後、各支所へ出かけたときに、注意して見ておりました。また、陰から見ておったこともございますが、特に立田庁舎、あるいは佐屋庁舎におきましては非常に的確な対応が来庁者に対してなされておるように見受けました。このような指導をぜひ各4支所とも続けていただきたい、あるいは指導していただきたいと、このように要望させていただきます。

それでは、本題の愛西市の財政運営について質問をさせていただきます。

この内容につきましては、加賀議員、村上議員、近藤議員、岩間議員、加藤議員、鷺野議員と、私の前に計6名が質問をされております。と申しますのは、私が察するに、これだけ今後この問題に対する愛西市の取り組みが大変重要である、至上命題であるということではないのかなと。ですから、質問をされない方の総意もそういうことにあるのではないのかなと思って質問をさせていただきます。

まず小項目の1点目でございますが、愛西市財政状況の現状認識についてでございますが、愛西市の現在の財政力指数は、17年度数値でございますが0.71、それから15年度から17年度までの3年間の平均値は0.65と、愛知県内、現在35市の中では財政力指数が最下位という、あり

がたかない位置であるということは認識せざるを得ないと思います。

そこで、現在の愛西市の財政状況について、市長はどのような認識を持っておられるのか、まず1点お尋ねをいたします。あわせて、助役、室長、総務部長、企画部長などで構成されておる幹事会での現状の財政認識についてもお尋ねをいたしたいと思います。

次に、愛西市の19年度予算の基本方針について、これもきのう、もう質問がされまして、195億以内で19年度は予算編成をしたいと。現在、シーリングが終わっておるところであるというような御答弁がございました。それを踏まえて質問をさせていただきますが、今後、愛西市は高齢化とか少子化、他市町村に漏れず、当然そのような義務的経費がふえると考えられます。事務局からいただきました17年度の決算資料によりますと、俗に言う義務的経費、人件費、扶助費、公債費でございますが、人件費は43億200万、それから扶助費が27億3,000万、公債費が10億4,400万、合計80億7,700万という決算数値の資料をいただきました。そうしますと、この数値は17年度決算の一般会計203億の4割を占めておるということでございます。そのような義務的経費が今後どのような推移で、18年、19年、20年と予測数値があるのかをまず1点お尋ねしたいと思います。

それから次に、これもきのう、きょうといろいろ質問がありました、こんな現在の愛西市の財政状況であれば、今後5年ぐらいは聖域を設けず予算全体の4%ないし5%を削減しなければならないのではないかなど。それを削減しなければ健全財政にならないのではないかなど思っております。今後、住民サービスを低下しないように、この健全財政運営についてどのように、19年度の予算編成を含めて、今後どのような予算方針で臨まれるのか、お尋ねをいたします。

小項目の3点目、愛西市の自主財源確保の必要性についてでございます。

今の財政状況であれば、今後、愛西市は漸次予算を削るという縮小均衡予算となり、縮小均衡予算に推移した場合には、市民はどうしても明るさを失ったり、希望をなくしたり、また行政も萎縮して、悪循環に陥る可能性があると考えられるわけです。

そこで、愛西市民にとって、合併してよかったと、明るい希望を持ってもらえるような施策、今こそ行政は、特に自主財源確保の必要性を認識し、これが至上命題であるにとらえるべきであると思います。その自主財源確保について、これもきのう、きょうといろいろ質問もあり、御答弁もございました。それも踏まえまして、ひとつ的確な御答弁をお願いします。

それから、配付させていただきました、17年度固定資産税決算額、これは私が資産税課の方からお聞きいたしまして、資料として作成させていただきました。ごらんになっていただくとわかりますが、固定資産税の合計額、土地、家屋、償却、これは約34億でございますが、そのうち約13億3,600万が土地分でございます。その内訳として下に書いてございますが、農地が約7,339万、税額比率にしますと5.48%、そして面積はと申しますと、課税対象面積の74.26%でございます。次に宅地でございますが、全体としましては、税額比率は約10億7,500万、約80.45%でございます。そして、面積比率は21.41%ということでございます。住宅用地としては、その内訳として、宅地の中には住宅用地と非住宅用地がございますが、住

宅用地としましては約 5 億 3,900 万、税額比率として 40.45%、面積にしますと 715ヘクタールで 16.26%でございます。それから非住宅用地、工場とか貸し倉庫とか、そういうたぐいのものだと思いますが約 5 億 3,500 万、税額にしますと固定資産税の40%ということでございます。その面積はと申しますと 226ヘクタールでございます。比率にしますと5.16%ということでございます。次に雑種地、これが税額にしまして約 1 億 8,700 万、税額比率は 14.07%、そして面積比率4.33%の面積は約 190ヘクタールということでございます。それから、内訳のうち土地の固定資産税は約13億 3,600 万、それから建物が約15億 7,100 万、非常に土地の比率よりも建物の比率が多いということでございます。それから、償却税、機械とか重機とか、いろんな償却資産が約 4 億 9,500 万、こんなような固定資産税の内訳でございます。

これを踏まえまして、また自席でもって再質問をさせていただきます。明快な答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

田中議員の質問にお答えをいたします。

愛西市の財政状況はどうかという御指摘であります。まさに幾度となくこの場で御答弁を申し上げてまいりました。財政力が県下最下位から 2 番目ということでありまして、基金はおおよそ95億円、借入金 212億円という状況の中で、予算を組むにもそうした基金の取り崩しをしながら組まなくてはいけないという状況でございます。それを続けるにも限りがあるわけでございます。そうした展望を確かめながら、少しでも収入源を見出すべく準備もしなくてはいけないということでございまして、一つ一つ収入源の見出せる努力をしてまいりたいと思っております。

そんな状況の中で、予算規模も、申し上げました 195億円以内を目標に、今、随時進めているところでございまして、内容など、それぞれまた答弁をさせますが、いずれにしても、基金を今の状況で取り崩していると、もう五、六年ももたないというような状況が発生してはけませんので、一層締めてといたしますか、そんな考え方で進めてまいりたいと思っております。

あと、それぞれ答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、順次お答えを申し上げます。

まず 1 点目の後段の部分で、いわゆる助役以下我々部長クラス、幹事会として、この財政状況をどう考えているんだという御質問をいただいておりますけれども、考え方につきましては、先ほど市長の方から、基金の問題、あるいはこの前段で借金の問題もありましたけれども、決して楽観しているわけではございません。先ほど市長が申し上げられましたとおり、我々もそのような考え方でおります。よろしくお願いいたします。

それから、2 点目の19年度の予算の基本方針の考え方でございますけれども、最前、19年度の予算編成方針についてはそれぞれ申し上げてきたつもりでおります。それで、先ほど田中議員から御発言がございました17年度の決算状況を踏まえて、いわゆる義務的経費の状況もお話

があったわけでございますけれども、その内容については御発言のとおりでございます。

それで、義務的経費といたしまして今後の見込みとしましては、若干、先ほど来総務部長も答弁しておりますように、行革を進めていく中で人件費の削減、いわゆる定員管理の適正化といったものも一方では策定をしていく形になります。したがって、人件費は今後減少していくという形でとらえておりますが、いわゆる公債費、あるいは扶助費といった義務的経費は増加をしていく見込みを立てております。ただ、現在、集中改革プランを策定中でございますので、当然経常経費削減へ向けて事務事業の見直し等、検討をしているところでございます。

それで、議員からお話がございました、19年度、20年度、21年度、今後この義務的経費がどういった形で推移をしていくのか。現時点でそういった義務的経費も含めた中身の検証について作業を進めている段階でございますが、具体的なその見込み額をお示しすることができませんが、いずれにいたしましても、最前からお答えをしておりますように、持続可能な財政運営を目指し、積極的な行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

それから3点目の、愛西市の自主財源の確保の関係で御質問をいただきました。

本市の平成17年度の決算状況による自主財源比率は47.7%と、県の比較も今出ましたけれども、愛知県市内それぞれ各市比較いたしましても最下位に近い指標となっております。それだけ財政基盤が弱いといえますか、財政力に乏しいということが言えるわけでございます。したがって、自主財源の確保に向けて、当然、知恵を絞ること、これは地方分権の観点からも重要な課題と認識をいたしております。安定した財政基盤の確立を図るためにも、今進めております行革の中で、歳出の削減だけではなく、市財政の自立性を高めるためにも、当然自主財源の確保は必要でございます。

それで、歳入の根幹をなす市税の収納率の向上のための取り組みはもちろんのことでありませぬけれども、先ほど来、御質問に対してお答えを申し上げておりましたように、企業誘致の促進、あるいは広告収入、また遊休財産の有効活用など、自主財源を確保するための重要な方策と考えております。今後は、そのあり方や可能性について、議会の皆さんとも十分御意見をお聞きしながら、そういう自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○8番（田中秀彦君）

御答弁をありがとうございます。

少し立ち入ってお聞きいたしますが、17年度の決算書をいただきました。決算内容につきましてちょっと確認させていただきますが、普通税、税金合計が67億4,000万、そのうちの市町村民税としまして、個人分が26億1,100万、法人分が2億8,900万、それから固定資産税が、先ほど申しましたように34億7,400万、それから軽自動車税9,000万、市町村たばこ税が2億7,300万、合計67億4,000万という決算内容でございますが、18年度の見通し、それから19年度予算編成につきましては、自主財源73億を見込んでおるといような、きのうの総務部長の御発言でございましたが、その内容は所得税減税が廃止された、それが大きな主因であると、約8億がそれであると。それから固定資産税の見直しとか、もろもろのことであるということをお聞きしましたが、そうしますと、見通しとしては19年度はおおよそ73億の自主財源が見込

めるわけでございますか、お答えをお願いします。

**○総務部長（中野正三君）**

現段階では、私どもはそう見込んでおります。ただ、この税源移譲に伴うものが市民税の方へ出てまいります。これは加藤議員のときにもお答え申し上げましたが、所得税減がされる、その移行がこの市民税の方へ参っております。ただし、所得税が減ることによって交付金等が減ってまいります。ですから、全体としてのトータルは、収入としてはイコールに近いものが出てくるのではないかというふうに考えております。

**○8番（田中秀彦君）**

そうしましたら、16年、17年、18年度の地方交付税の交付、もう決定したのが二つございませぬし、予定としましておおよそどんな推移でございますか、ちょっとお答え願いたいと思いません。

**○企画部長（石原 光君）**

普通交付税の関係につきましては、昨年、合併時の段階では、普通交付税そのものが17年度38億ほどいただいております。それで、議員も御承知のように、今年度12月補正で交付税は減額補正という形で補正をお願いしております。と申しますのは、いわゆる合併の前に、交付税につきましては4町村のそれぞれの算定方法については変えませぬよと。言いかえれば、旧4町村のトータルを10年間保障してやると、国の方は、そういった話もあったわけでございますが、実際に中身を見してみますと、交付税の一つのもととなる交付税の総額が年々やっぱり下がってきております。ですから、一応17年度、それから18年度、これは9,000万ほど減少しております。来年度の見込みを立てますと、これは一応8月の本算定を見なければわかりませぬが、財政課の方としては、増額ということにはならないだろうと。これも国全体の税収にもよりませぬけれども、現時点では、来年度の地方財政計画も出ていませぬので何とも言えませぬが、今年度イコール、もしくは若干減っていくのではないかなというところをえ方をしています。

**○8番（田中秀彦君）**

そうしますと、我々、合併時、あるいはその前から説明を受けておりました、合併後10年間、地方交付税は減額をしないという認識でおりましたんですが、それはないと。要するに、国の地方交付税総枠によって振り分けられると。ですから減額もあり得ると、こういう認識でよろしいわけですね。

**○企画部長（石原 光君）**

簡単に言えばそのとおりでございます。ですから、一応算定の方法については旧町村の枠組みを堅持しますよと。ですけれども、総額の中で交付税そのものが算定されてきますことから、当然、額については変動がある。いわゆる今年度みたいに減っていくというところをえ方を持っていた方が正解だというふうに思います。

**○8番（田中秀彦君）**

私もちょっと勉強不足、認識不足で、地方交付税は合併後10年間は減額はないという認識でおりましたが、これはそのような認識をせざるを得ないということでございます。

次に自主財源の問題でございますが、ひとつ市長にお尋ねをいたしますが、新年度に向け、自主財源確保についてということかどうかわかりませんが、きのう、県の専門職員の派遣を要請しているというような御発言、きょうも御発言がございました。そうしましたら、県の派遣要請というのはどんな趣旨で、どのようなことをお考えか、もう一度お尋ねをしたいと思いません。

**○市長（八木忠男君）**

最初の申請の時点では、都市計画の担当ということもお願いしていたようであります。それプラス企業庁関係にもそうした窓口を持ってくれる、そんな職員の派遣を再度要請してまいりたいと思っております。

**○8番（田中秀彦君）**

そうしますと、県からの派遣要請としましては、県企業庁、あるいは都市計画に精通した方を要請し、そして愛西市の将来的な開発とか、そんなようなことに携わっていただける、いただきたいという趣旨で派遣要請をしておるということでございますか。

**○市長（八木忠男君）**

おっしゃっていただいた内容でもって派遣をお願いしたいということを思っております。

**○8番（田中秀彦君）**

そうしましたら、今度、愛西市としての受け皿として、また私は人事権はございませんから、幹部、市長、助役が計画されるであろうと思いますが、これは私の私見でございますが、現在の愛西市の各部局の現状を考えますと、特に総務部におきましては日常業務は大変でございます。それから、固定資産税の問題も抱えております。その他もろもろがございまして、恐らくそういうプロジェクト的なチームは難しいのではないかと。日常業務に差しさわると。あるいはまた、大変失礼かもしれませんが、経済建設部におきましても、日常業務が非常に多岐にわたり煩雑多忙であるという観点から、これもそういうプロジェクト的な部局を担うということは業務に差しさわりが出てくるのではないかと。強いて言えば、私は企画課かなあとと思いますが、企画部も、御存じのとおり行政改革、予算編成、総合計画などなど立案その他がございましてから、これもなかなか日常業務がありますから担っていただけないということかもしれません。

そこで一つ質問いたしますが、市長、トップといたしまして、きのうの加賀議員が提案をされました市長部局において企画誘致推進室と、仮称でも結構でございますが、そのようなプロジェクトを立ち上げていただいて、そして、その中で専門的にそういうことを立ち上げていただくというような御計画はありませんか、ちょっとお尋ねをいたします。

**○市長（八木忠男君）**

部署についてどうかという御指摘であります。おっしゃっていただいたような状況も考えられますし、どの課も忙しいので云々という御指摘もあるわけですが、いずれにしても前へ進んでまいらなくてははいけませんし、どうした体制のあり方がいいかということは十二分に検討してまいりたいと思っております。

## ○8番（田中秀彦君）

やはり自主財源確保、あるいは開発、都市計画、その他多岐にわたりますが、これはやはりそのプロジェクトといいますか、専門で立ち上げないことには実らないのではないかと思います。ですから、ぜひとも新年度に向かって、どういう立ち上げがいいのかは市長を初め当局にお任せするとしまして、それが実効性のあって実るような方法を考えていただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほども申しましたように、19年度は自主財源が73億ぐらい見込めるのではないかというような総務部長の答弁でございましたが、私は、そこまで行ければ、自主財源の目標を100億ぐらいに置いて、そしてそれを5年ないし6年で達成すると、こんなような大きな方針を持っていただきたいと。それにはどうすればいいかというような方策を講じれば、これはある意味では、73億ということは100億を達成するにはあと27億、約3分の1近くでございしますが、これは考えようによっては実現不可能ではないのではないかと思います。早急にそんな実施計画を立て、愛西市が将来に向かって展望が開け、前進ができるような方法が考えられるのではないかなと思います。そのお考えはあるのかなのか、ちょっとお聞きをいたします。

## ○企画部長（石原 光君）

自主財源の関係でいろいろ御意見をちょうだいいたしました。

まず一つお断りをさせていただきます。今、議員の方から、来年度の税の見込みが70億、それを100億に上げて自主財源を確保すればいいんじゃないかというお話がございましたけれども、自主財源といいますのは、当然税というのが根幹になります。それ以外に、当然皆さん方からいただく分担金とか負担金、あるいは使用料とか手数料、その中には財産収入、また財調から取り崩します繰入金ですね。それから繰越金などを総じて自主財源というとらえ方をしておりますので、その点だけひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ですから、先ほどいろいろおっしゃいました部分につきましては、当然、今後よく中身等々、一方では今後19年度の予算編成方針の査定にも入っておりますので、よくよくその辺を見ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

## ○8番（田中秀彦君）

先ほど資産税の17年度決算額の配付をさせていただきました。その中において示されております数値は、非住宅用地が固定資産税の40%を占める。そして面積比率は5.16%ということでございますから、当然、この数値から見ますと、工場とか、あるいは倉庫とか、そういうようなものをこの愛西市に来ていただくと、こんなようなことが考えられるのではないかと思います。ですから、ぜひ市長においては県に派遣要請をしプロジェクトチームをつくっていただいて、どうか少しでも新年度に向かって立ち上げていただいて、そして、何とか100億は、これは何年とかかるとは思いますが、その数値を目標に掲げてやっていただきたいと、このように思っております。

最後に、そのようなお考えで前へ出ていただくということが私は必要だと思うんですが、市

長のお考えを聞いて質問を終わります。

○市長（八木忠男君）

ありがとうございました。

議員の御質問の内容など、そして、きのう、きょうと、いろいろいただきました御指摘なども十二分に心して、今後対応してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

これで8番・田中秀彦議員の質問を終わります。

次に、通告順位最後になりましたが、16番の5番・吉川三津子議員の質問を許します。

○5番（吉川三津子君）

環境、子供重視の立場で、そして生活者基点の視点で質問をさせていただきます。

まず最初に、市長のマニフェストと市民会議、指定管理者制度導入のあり方についてお伺いしたいと思います。

私は、過去において、自治体の予算の組み方にずっと疑問を持ってまいりました。1軒の家の家計は、収入は決まっていますから、その範囲内でやりくりせねばなりません。足りないときは、自分の服を買うのを我慢したり、借金の返済は家計の1割までとか決めて使っていくのが家計です。しかし、行政の予算組みは、末端から積み上げ、大体これくらい要ります、少し余るからこの事業もやりましょうといったやり方が長年されてきた。その結果が、今、財政難を招いているというふうに思っております。今年度においては195億円の枠をつくり、その中でという考え方でカットをしていくようですが、早い時期に愛西市用の事業の優先順位をはかる物差しをつくってむだな事業を減らし、不足する事業はふやしていくという仕組みをつくる必要があると思えます。

市長はマニフェストを掲げ、市長とられました。マニフェストを掲げたということは、トップダウンで予算組みを決めていくことを宣言されたのだと私は受けとめております。私は、市長が進めている行財政改革に関するマニフェストは大変評価しておりますが、今、どこまで進んでいるのか、また、今後どう進めていかれるのか、最近よく見えなくなっています。各部署の職員と話をしても、市長の行革の手法が生かされていないのではないかと心配しております。市長は、マニフェスト討論会で、緊急課題として行財政改革を1番に上げられ、その手法として、市民会議を設置すること、指定管理者制度を導入すること、NPOとの協働を進めていくことの三つを宣言されました。市民会議を設置することは、より正確な市民のニーズをつかむことであり、指定管理者制度を導入することは、行政が立案部分を担い、実行部分は民の力を使って小さな行政にしていくということであり、NPOとの協働を進めていくということは、NPOが指定管理者を担ったり、まちづくりのパートナーとして知恵を出し合うような仕組みをつくっていくことであります。私にはすっかりとわかりやすいのですが、職員に市長のマニフェストの意味が届いているのでしょうか。市長は、三つの柱のもと、行革を進めるとおっしゃいましたが、一つだけ市長がはっきりと方針を明らかにされていないことがあります。それは、まちづくり市民会議のことです。

そこで、小さな一つ目の質問として、市長にお伺いいたします。

市民会議が始まり、1年半ぐらいになりました。自分の意見を反映させるのではなく、アンケート結果をもとに、ボランティアで市民のニーズの優先順位づけなどの作業が続けられているわけですが、この成果をどのように行革に生かしていくのか、市長もそろそろ見えてきている時期ではないでしょうか。市長の目指すビジョンについてお伺いいたします。

小さな二つ目として、情報公開について伺います。

市民参加を進めるには、情報公開は鉄則です。市民会議の様子や各種審議会の日程、様子、議事録を市民に広く公開すべきだと思います。情報が届かなければ、市政に関心を持つ人はふえません。どんどんとホームページや広報に載せていただきたいと思います。これは、市民参加のためだけではなく、縦割り行政や分庁方式の弊害を補う役目、すなわち職員間の情報共有の役割も果たしてくれると思っています。いかがでしょうか。

次に、指定管理者制度についてお伺いいたします。

子育て支援センターの指定管理者の議案質疑では、いろいろ厳しい質問もさせていただきましたが、私は指定管理者制度導入には賛成の立場です。行政が示す課題を、民間のノウハウを使って、よりよいサービスを提供するのが指定管理者制度であり、今回の子育て支援センターの公募でも、行政が考えるよりもよいアイデアが集まってきたと思っています。私は、指定管理者の公募に一步を踏み出されたことを評価しますが、一方で、各地で指定取り消しや指定団体がみずから撤退したりする事例が起きており、行政の公募の仕方や議会の責任が問われているのも事実であります。今回の公募の教訓を生かし、愛西市としての指定管理者制度導入と運用に関するガイドラインをつくるべきではないかと考えます。指定管理者制度導入の是非、例えば施設が提供するサービスの内容などから考えて、民間の運営の可能性があるかどうか、そして愛西市に担うだけの団体があるかなどの検討をすることや、選定委員会の役割と議事の進め方、議事録の公開についてなども検討する余地があります。利用者がふえればふえるほど利益が上がるような公益性の低い施設を任せるのにふさわしいのは、利益を追うのがうまい民間の企業です。それとは逆に公共性が高く、利用者がふえればふえるほどコストがかかるような施設はボランティアをうまく使うNPOが担うべきでしょう。指定管理者制度は、三位一体の改革からできた制度で、地方自治体の判断にゆだねられた部分が大きい制度ですので、市としての考え方をしっかり持って導入することが大切ではないかと思っています。

そこでお尋ねいたします。市として、指定管理者制度導入によりどのような成果を求めているのか。また、市としての指定管理者制度導入の運用のための手引き書というか、ガイドライン的なものをつくる考えがあるかどうか、お伺いいたします。

次に、小さな三つ目の質問です。指定管理者制度における議会の役割についてお伺いいたします。

一般的な委託事業に直接議会がかかわることはありませんが、指定管理者制度では、3度議会がかかわります。手続条例の議決、施設の設置条例の議決、そして指定管理者の決定に関する議決です。使用許可などの行政処分をゆだね、何か問題があれば議会の責任が大きく

問われるのがこの指定管理者制度であり、私はこの指定管理者制度についての研修会には何度か参加しておりますが、そのたびに耳にたこができるほど、議会の責任で決定されるのが指定管理者制度であると説明を受けてきました。そのような重要な議案ですので、当局に参考資料として、選定団体が提出したものだけでよいので、事業計画書や選定委員会の議事録などをいただきたいと申し入れましたが、団体独自のテクニックとか企業秘密が含まれているからと、いただくことができませんでした。やむなく情報公開請求をしたわけですが、他の自治体では、個人情報のみを黒塗りにして議員には資料提供がされたり、選定委員会の議事録においてはホームページで公開している自治体もあります。4年もの長い間、公的サービスを担うのですから、公表できないような団体は公募する資格はないと考えます。しかし、情報公開にすべての公募者が公開することに問題はないと回答がされ、それぞれきちんとしたお考えの団体が今回公募されたということを知り、大変安心しております。しかし、指定管理者における議会の役割を考えれば、資料提供すべきではなかったでしょうか。

そこでお伺いいたします。行政は、指定管理者導入において、議会にどんな審査を求めているのでしょうか。議会の役割をどうお考えなのか、お伺いいたします。

次に、大きな二つ目の質問です。トーヨーボールのアスベスト問題です。

昨年6月に、愛知県にトーヨーボールにアスベストが使われていると、匿名の通報がありました。昨年の9月には、この愛西市議会で質疑で取り上げさせていただきました。クボタショックでアスベストが全国的な問題になっていた時期です。そして、ことし9月中旬、愛西市の中学生や若者の出入りがあることが気になり、中の調査をいたしました。中は荒れ放題、壁には若者がかいた絵や、寝泊まりした形跡として布団まで持ち込んでありました。窓ガラスがあちこちで割れ放題なことは外から見てもわかりますが、天井はあちこちで抜け、ほこりが舞っているのを感じるような空気でした。見上げると、はりや配管にはびっしりとアスベストが付着し、はがれている箇所やぶら下がっている箇所がかなりありました。これらのアスベストは、川沿いの道路から目視できます。脱落した箇所も目視できます。アスベストには、青石綿、茶石綿、白石綿があり、トーヨーボールで使われているアスベストは茶石綿とあって、青石綿の次に中皮腫を発症しやすいアスベスト、それが27.3%も含まれており、かなりの含有率です。しかし、最近、青石綿も含まれているデータを見たとの情報もいただき、青石綿ならば数ヶ月で発症する場合もあるというものですので確認が必要と今思っております。

アスベストによる中皮腫などの潜伏期間は15年から40年と言われていますが、どれだけ吸ったら発症するというものではなく、安全値がないのがアスベストであります。ですから、できるだけ吸わないようにするというのがアスベスト問題の鉄則であります。県により環境測定をしていただきましたが、天井が抜け落ち、窓ガラスが割れているのは2階です。建物の直下での測定結果では安心できないということで、施設内のアスベスト測定を申し入れているところであります。

私はこの問題で愛知県と何度も話をしてきましたが、ことし10月、愛知県は、県がアスベスト調査をしたわけではないので、アスベストが使われているとは言い切れないと言いました。

しかし、愛知県はことしの3月に、解体業者から大気汚染法に基づくアスベストが含まれた建物の解体届を受け取っております。吹きつけアスベストが使われていたことは早く承知していたのです。その事実を認めた後は、今の法律ではどうしようもないと言い続けていましたが、新聞で取り上げられ、国も動き始め、環境省や国土交通省から愛知県への問い合わせや指導もされているのが現状かと思えます。県議会でも取り上げられ、地域の方々の署名集めも始まり、市民団体と県との懇談会も行われ、やっと県は、債権回収機構や稲沢市、そして登記上の企業に働きかけをするようになっております。

また、国土交通省は、各都道府県に1,000平米以下の建物におけるアスベストの吹きつけの有無、規模、措置対策等を管理者から聴取するように依頼をしております。しかし、トーヨーボールもそれに該当するにもかかわらず、県はその調査を怠ってきました。問題が大きくなり、所有者に施設内のアスベスト調査をするように、最近、県は指導を始めています。アスベストに関する法律は、解体時の労働者安全確保に関するものや、現在利用している建物内での利用者の安全確保に関するものであり、このように所有者が複雑な廃墟に決定的な威力を発揮する法律がないのが現状であります。

しかし、法律が不備だからそのままほうっておいてよいというものではありません。現実の問題があるのですから、それをどうしたらよいかと考えるのが行政の役割だと思っております。

12月27日に競売の落札者が決まります。先回の競売は、妨害があつて不成立でした。今回も妨害がないとは言い切れません。解体費用は2億4,000万円と名古屋地裁は踏んでいます。建物の下の土地は、所有者が複雑です。競売物件に含まれていない土地もあり、複数の所有者の同意がなければ工事ができないという可能性もあり、大変心配な問題であります。子供たちに中へ入らないようにさくを設けるよう県に言っておりますが、対応は大変不十分で、いまだパチンコ屋のところと建物の東側は出入り自由の状況であります。

そこでお尋ねいたします。子供や若者への周知はどのような方法をとっていただいたのか。また、愛知県等への申し入れは今までどのようにしていただいたのか、お伺いいたします。

最後に、男女共同参画プランの策定についてお伺いいたします。

男女共同参画の意味を正確に理解している人は大変少なく、これが男女共同参画が広がらない原因だと思います。今議会でも、アンケート調査の結果が集まりにくかった、それもこういった男女共同参画、この言葉への理解度が大変低いのが原因ではないかと思っております。男女共同参画とは、男性も女性も人生の選択肢を平等に持てる社会をつくりましょう、男性も女性も平等に自由な時間を持てるようにしましょうというのが男女共同参画の理念であろうと思っております。その点を間違つてとらえている方が多く、男性が家事をすることが男女共同参画と思つている方も大変多いのではないのでしょうか。

今後、懇話会も始まるようですが、男女共同参画に対し意識の統一をした上でプランづくりをしなければ、冊子をつくるだけの作業に終わります。プラン策定後、どのように男女共同参画事業を展開していくのかも踏まえ、プラン策定のプロセスについてお聞かせください。

以上、1度目の質問を終わらせていただきます。

## ○市長（八木忠男君）

吉川議員の質問にお答えをいたします。

最初に、市長のマニフェストについて、市民会議の内容などどんなふうかという御指摘であります。

市民会議は、本年の3月22日でしたか、最初の会議をお願いしたところでございまして、最初のあたりは市民の皆さんも、その会議の内容などで戸惑いもあったようであります。そうしたことを繰り返し会議を重ねておっていただくわけでありまして、部会も4部会、またそれぞれ部会の会議もそれぞれ持つておっていただくわけであります。

市民会議を、新しい形づくりの中で公約の中に入れてまいりました。それは市民と行政との協働のまちづくりを基本としているわけであります。市民の声を一層施策に反映するべく、しかしながら新しい形づくりでありますので、市民会議のメンバーの皆さん、あるいは私どもの対応の仕方の中にもまだまだ勉強しなくてはいけないこともありますし、それを一つ一つ克服しながら進めていかねばならない、そんなふうを考えているところでございまして、市民会議の皆さんには、特に総合計画の作成などを基本としてお願いをしているわけでありまして、これも将来的展望に立ってプラン・ドゥ・シー・チェックなどの、そんな先までも見通していただける形づくりというような内容も入っているわけであります。

そんなことで、行政改革につきましても、本年3月28日ですか、第1回のお願いをし、先般、この答申として市の大綱を作成したところでありまして、また、その委員の皆さん方には集中改革プランを本年度中に作成していくべく協議を進めておっていただくわけであります。これからも一層、今月じゅうに市民会議の場へ市長も出席をとということで、ちょっと予定が変更になったようではありますが、そうした場へもまた参加しながら進めていけたらと思っているところであります。

指定管理者制度導入につきまして私からの答弁といたしましては、一昨日ですか、質疑の中で吉川議員から数々の御質問やら御指摘もいただいたわけであります。この管理者制度導入については、前も私、お話をしたんでありますが、慎重に対応すべき内容であると。新しい制度の導入をするわけでありますので、形づくりの中で慎重を期するという説明もさせていただいております。しかしながら、今般お願いしております、それぞれの施設の指定管理者の事業者の皆さんには、くれぐれもそうした点、私どもも指導といいますか、進めていっていただく中での状況もよく連携をとりながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

御指摘いただきました、導入についての対応の甘さがあったかもしれません。先進地を一層勉強して、今後努めてまいりたいと思っております。

あと、それぞれ担当より御答弁を申し上げます。よろしく願いいたします。

## ○企画部長（石原 光君）

それでは、2点目の情報公開の関係で御質問をいただいております。

今、市長が申されましたように、市民会議の皆さん方の活動については、今市長がるる申されたとおりです。

それと、吉川議員の方から御発言がございましたように、今、鋭意努力してやっていただいているのは十分承知をしておりますし、市民会議の皆さん方も、私たちの活動というものをもうちょっと市民の皆さん方にPRといいますか、周知をしてほしいなあというお話もお聞きしております。

それで、今後、市民会議の皆さん方が引き継いで作業を進めていただくわけですが、当然、そういった御意見も重々お伺いをしますので、皆さん方の方への情報提供といいますか、当然、市としてもしていきたいという考えは持っておりますし、今後、広報、あるいはホームページですね。ただ、ホームページそのものが、担当課から直接入れるのが一番いいんですけども、ちょっとそこまで至っていないというのも現状ですので、もうしばらく時間をいただいた上で、そういった市民会議の皆さん方も、市民の皆さん方に知っていただくような方法を積極的に考えていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目の指定管理者制度導入についてどのような成果を求めているかという御質問でございますけれども、御案内のとおり、この指定管理者制度の導入につきましては自治法の改正というのが前提でございますが、議員御承知のように、今回策定をいたしました行政改革大綱、その中の行政改革推進のための重点事項というものがございます。その一つとして公共施設の設置及び効率的な管理運営の推進、その中に指定管理者制度という位置づけを本市としてもいたしております。そういった効率的な運営を図るために、当然、市としても対応していくべき問題であるという認識はしております。

それで、導入に当たって、指定管理者制度の実施に関する指針を愛西市としても作成をしましたが、その指針に基づきまして、現在、導入事務を進めてまいっているのが現状でございます。それで、正直言いましてこの指針につきましては、先進地であるお隣の津島市とか、他の先進自治体のものを参考にして一部作成をしたということも事実でございます。それで、制度導入初期ということもございまして、実情等、本当に完全に踏まえた独自性のあるものがあるということは現時点では確信はできませんが、基本的な管理運営を主体としたものとなっているのも現実な話でございます。

それで、導入につきましては、いろいろ御指摘もございましたように、担当課において、対象施設の目的や施設での事業内容だの方針を持った上で、募集から導入までの手続をとっているのが現状でございます。そういった一つの指針をもとに、今後、本格導入へ向けたいなあという考え方を持っておりますが、先ほど御指摘がございましたその指針も、すべて100%というとらえ方はしておりません。当然、目的や事業の内容、あるいはその評価の方法、それから選定委員会の運営など、現在のものからもうちょっとステップアップといいますか、精度の高いガイドラインを示す必要があるというふうに現時点では考えております。

それから、4点目の議会の役割をどう考えているかという御質問でございますが、現在の手続につきましては、議員御承知のように、施設ごとに選定委員会を設置していただきまして、そこで十分審議を行い、候補者を選定していただき、議会で御審議をいただき、指定管理者の指定について決定をしていただくという重要な役割を議会として担っていただいております。

ことは重々承知をしておりますし、そういった認識を持っております。それで、これまでも一部の施設の制度導入におきまして、慎重な御審議をいただいているのもよく認識をしております。

それで、この指定管理者制度はいわゆる新しい制度でもありまして、担当部局においても、実際のこと、戸惑いながら試行錯誤を繰り返しまして導入に向けて進めているのが現状ではなかろうかというふうに判断をしております。今定例会でも、それぞれ各担当部局より御提案を申し上げておりますけれども、その判断をしていただく選定委員会の経過等、そういった資料もつけさせていただいておりますので、その点は十分御理解がいただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

私の方からトーヨーボールの関係をお答え申し上げます。

議員の言われるとおり、進入防止さくの設置がしてはございますが、完全なものではございません。また、堤防の西と東にも工事用の進入防止さくが設置されております。これも完璧とはなかなか言いにくいものでございます。また、進入防止の看板も非常に大きなものとは言いにくい看板でございます。この件につきまして私どもも非常に心配をいたしてございまして、9月の終わりごろでございましたが、稲沢の方へ、こういう状況ということで防止さくをという、何とか針金でとめてあるだけのところもございましたので、何とか直していただけないかというお話もいたしてございまして、10月の中ごろには、県の方にもそういう状況をお話ししながら、改善策をお願いしたいということで、私どもお願いをいたしておるところでございますが、この看板についてももっとわかりやすく、進入してはいけないということを明確にわかるような形で設置していただけないか、これからも県、または稲沢市の方へも要請をしまいたいと思っておりますので、よろしく御理解がいただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

男女共同参画プランの件でございますが、今回、皆様方にお示しをしました市民の方へのアンケート結果、そして、これに先立ちます市職員、この2月に行ったわけでございますが、全員にアンケート調査をし、その結果も持つておるわけでございます。ここに至るまでには、関係団体、6団体でございますが、ここの方たちからの聞き取り等も行っております。こういうものをプランに反映すべく、今後の策定懇話会で煮詰めていきたいということは考えております。

先ほど、懇話会のほかに市職員の各課からお願いした職員、全体の中から消防署を含めて9名の職員が加わっておりますが、こういう職員も合わさって、事務局とともに、今後、策定に向けていきたいと思っております。これに向けては、パブリックコメントの実施も踏まえて、より多くの方の意見を取り入れていきたいということは考えております。

ただ、議員の懸念してみえることは私どもも同じでございますが、決して計画がつかればいいというものではございません。今後のフォローというのが一番大事だろうと思っております。これは、プラン推進の懇話会というようなものも今後引き続きお願いをしていきたいと思

っておりますし、他の市のところでその進みぐあいをチェックするような機能を持っているのかどうかも、その辺、私どももこの計画の策定の段階からその手法等も研究をしていき、今後の方針の中へ入れていきたいといいますか、進める方策の中へ入れてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

では、ちょっと後ろの方からいきます。男女共同参画についてお伺いいたします。

先日の説明ですと、3月にプランができるというお話でしたね。私、余りにも短いのではないかなというふうに思うんです。大体よその先進的なところは何年とかけてつくったりしているところもありまして、このアンケートの内容についてはどこがつけられたのでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

ここの予算をいただきまして、実は入札という方法をとりました。そういう中で、株式会社サーベイリサーチセンターというところがこのものを受けまして、その中でこのアンケートの内容を出してくれました。それを私どもの事務局職員とあわせて内容を決定したというところでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

やはりそういった丸投げというのはできる限りやめていただきたいなど。冊子でいいものができなくてもいいと思うんです。本当に簡単なものでもいいので、血の通ったプランができる、そういったことに本当に努力してほしいなというふうに思います。この懇話会をやるに当たっては、どんなアンケートをしたら住民の意識が把握できるのか、やはり懇話会の中でどんなアンケートをしていくのかということからスタートしないと、なかなかよいものできないのではないかなというふうに思っております。

あれこれ言っている時間がないのですが、職員の方がこの懇話会の方にも関与されるということで、それは男性、女性、どういった構成になっていますでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

9名おりますけど、実は男性はお一方だけです。女性ばかりでございますけど、各課にお願いした中でこういう形にはなっております。

**○5番（吉川三津子君）**

私は、この男女共同参画を一番進めてほしいのは行政です。今、この構図を見ても、そちら側には女性がお一人もいらっしゃいません。課長が代弁でいらっしゃっても、その中にも一度も私は拝見したことがありません。やはり、まずは行政の中から共同参画をということを常々思っております。そういった面からも考え、やはりその辺のところは再度考え直していただかねば、窓口には市民の方がいらっしゃっていて、どう説明されるのでしょうか。いろんな事業をされるのに、どんないい事業ができていくのか、そういうことを考えた場合、そういった比率というのは大変問題ではないかなというふうに思います。それは要望として、再検討していただきたいということでお願いいたします。

それから、女性の採用についてちょっと意見を述べさせていただきたいんですけども、私

も子育ての問題とか環境の問題にかかわっておりますので、いろんな市町、庁舎の方を訪れることがございます。そのときに言われることは、やはり児童福祉課においても、主任保育士とかそういうのが置かれていない。専門的な知識を持った、やはり女性の方が多分子育てのことはわかると思うんですけども、そういった配置を愛西市にさせていただきたいと、そんな要望もいただいているんです。そういった面で積極的にそういった知識のある女性を採用していただいて、よりよいサービスを市民に提供していただけるようなことを考えていっていただきたいというふうに思います。これは市長の方に、人事の面において検討をぜひ、子育て支援、緊急課題がたくさんございます。やはり専門的な知識がないと進まない部分は大変多いと思います。

今、子育てプランの方も進んでおります。子育てプランというのは教育です。子供教室というのは教育です。学童は保育です。何が違うかということ、「ただいま」と帰る、そういった家庭的なものが学童です。子供も学校でいろんなカリキュラムの中、大変ストレスがたまって1日終わるわけです。そのときに「ただいま」と言って帰るところ、そして子供プランの中の子供教室、その場は何かということカリキュラムをすることで、全く違うものなんですね。ですから、その辺の違いも十分踏まえてやっていただきたい。それにはやはりそういった専門的な知識、教育と保育は何がどう違うのか、そんな知識を持った方をぜひ配属していただきたいということを願っております。

子供プラン、きのうから質問も出ておりますけれども、子供プランの中に学童保育があるわけで、その辺、教育と児童福祉の部分がしっかり手を結ばなければ、子供の世界というのはよくなりません。その点についても1点、注文をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、トーヨーボールの件ですけれども、本当に土地の所有者が複雑で、建物が建っている下に、競売にかかっていない人の土地が幾つもあります。その中に稲沢市の市有地もあるわけで、大変複雑な状況であります。ですから、今回、競売が成立したとしても、解体される保証がどこにもないわけなんです。もしだれかが落札したとしても、それが解体につながるかどうかというのは、なかなか確証が持てるものではないというふうに私は思っております。

答弁の中で、子供にどのような周知をしていただいたのかというところの答弁が抜けているので、その点について1点お答えいただいでよろしいでしょうか。

#### ○教育部長（八木富夫君）

私どもの教育委員会の方からは、佐織中学校に対しまして、子供たちにそうしたことの周知をしていただくようお願いをいたしました。学校側からは、口頭でございますが、お伝えをいただいたということを確認いたしております。

#### ○5番（吉川三津子君）

佐織中だけではなく、前にも申し上げたように、立田の方からも、いろんなところからあそこには出入りしているんです。ぜひ全市的にこういった注意を促していただきたいということと、今、看板に、「よい子はここで遊ばない」といった表示で、「アスベストがここにあります

す」といった表示が全くされていません。小学生ではないんです、相手は。「よい子はここで遊ばない」というような看板は、余りにも的外れではないかというふうに思っておりますので、その点についても再度、稲沢市と愛知県が共同で立てたものだと思いますけれども、その辺についても、「アスベスト注意」というようなことをきちんと書いていただくようにお伝えいただきたいと思います。

私が子供になぜ周知をと言うかといいますと、これは発症するのが15年も20年も30年も先なんです。発症したときにアスベストが原因かどうか、何の病気なのかわからないのがこの中皮腫なもんですから、やはり記憶のどこかに残しておいてほしい。何かあったときに、自分がこういうものを吸った可能性があるということを記憶にとどめておくということが大変重要ではないかと思います。これから多分アスベストの問題は深刻になっていきます。ちょうど吸った方たちが発症し始める年が近づいておりますので、ここ数年、すごい勢いで中皮腫の方がふえているのが現状です。愛西市の中でも、大工さんが亡くなられたということをお聞きしております。そういった問題ですので、軽く見ることなく、ぜひ周知をお願いしたいということをお願いいたします。

あと、時間もないもんですから要望だけですけれども、今このアスベストは、きょう述べましたように、国の法律が不備です。今、愛知県の方に、その不備を補うための条例を制定するようという要望をしております。ぜひ愛西市におかれましても、そういった要望を愛知県の方にさせていただきますよう、お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。稲沢市にありますけれども、愛西市の子供の問題ということをぜひ考えていただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、次に指定管理者の問題ですけれども、指針があるということでした。指定管理者制度というのは、導入しながら愛西市独自のいいものをつくっていく、それで私はいいと思います。私、今回の指定管理者導入についても、本当にいろんないいアイデアの事業が含まれておりました。私は、こういった指定管理者に公募された団体とか、よい事業を、次、何かに生かすということも、やはりNPOとの距離を縮めていくということだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

今、吉川議員のおっしゃられましたことにつきましては、今回、指定管理者ということで、三つの施設の上程をさせていただいております。議員がおっしゃることを、担当課といたしましてはよく内部で調整して、議決後、指定管理者と締結する、その後もやはりお互いに情報交換したりして進めてまいりたいという議員のお考えを思い、今後そのように、いろんな面で調整をさせていただき、また、スタートしていくわけでございます。そういったことは今後ともやはり考えてやっていかねばならないと思います。以上です。

#### ○5番（吉川三津子君）

丁寧な御答弁ありがとうございました。

やはりNPOと協働すると、言葉で言えば簡単なんですけれども、具体的に何から始めるの

か、それをきちんと示していかないと、市長が「NPOとの協働をします」と言葉で言うのは簡単なんです。でも、具体的に何から取り組んでいくのか、そういうことをやはり考えていかねばならないと思います。

愛知県の方も協働のルールをつくっております。愛西市としても、どういう形でNPOと協働をしていくのか。例えばある事業があれば、協働で考えて、協働で取り組んでみる、そういうことから始めてみる。NPOなんてえたいの知れない団体だと思っていられる職員もいらっしゃるかもしれないんですけども、そういったところから信頼関係をつくっていかねければ、最初から大きな事業を任せるとするのは、なかなか勇気が要ることだと思います。ですから、行政が持つ課題をともに考えるとか、ともに何か一つの事業に取り組んでみるとか、そんなことからNPOと行政の距離を縮めるということをしていていただきたい、そんなことを考えているんですが、いかがでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

議員おっしゃるとおりでございます。今回、策定いたしました行革大綱の中にも、当然市民との協働のまちづくり、その中にはNPOとのかかわりというのも位置づけをされております。御意見をいただきました趣旨を十分受けとめまして、今後、内部的にも調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

#### ○5番（吉川三津子君）

あと、私、窓口に行っても思うことは、職員の方々をもっと研修に出していただきたいということです。今回、指定管理者のことについても、若い職員の方たちとあちこちでそういったお話もするんですけども、なかなかこの仕組みが理解できていない。やはり市民との協働って一体何なのか、そういうこともなかなか理解が難しい。それで、国の方もどんどん法律が変わってきて、あれもこれも大変ということで、本当に大変だと思うんですが、やはり研修に職員をもっと出していただきたい。私も、たくさんの団体に加わっているものですから、あちこち行くケースが多いんですけど、たくさん行政の職員の方たちがいろんな研修に顔を出していらっしやいます。市民とともに学んでいらっしやるというケースが、今あちこちであるわけなんですけど、そういった、来年度の予算に研修の費用をしっかりとっていただかないと、なかなか行革というの進まないのではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

一般的な研修というのは、今までずっとやってきた経緯がございます。ただ、今後の市の職員の体制といいますか、市の今後発展するためには、それぞれの部署部署での専門的な知識を有する職員の必要性は十分感じておりますので、その辺を踏まえてやっていきたいと思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

指定管理者制度について、最後に要望なんですけれども、これで子育て支援センターの方、協定を結ぶことになるわけですが、新たな事業を押しつけたり、そういうことのないよう、無

理のない運営ができるような状況をぜひつくっていただきたいということと、今後、行政評価をどうするのか、施設の評価をどうするのかという課題が出てくると思いますが、私は、行政の職員が支援センターに入り浸りで監視をしているようなことがあっては、人件費の削減にも何もならず、二重の人件費がかかるようなことになってしまいますので、やはり行政評価は指定管理者がみずから評価をして提出するような仕組み、それもチェックをするようなものではなくて、思うことを書く、そういったことの評価の仕方がいいのではないかというふうに思っております。そういったことも少し考えていただき、よりよい指定管理者制度の導入になるよう頑張ってくださいと思います。

それで、あと情報公開についてですが、これは要望だけですが、ホームページを見ていてもとても残念なんです。今行われているまちづくり市民会議というのは、多分、これが成功すれば大変評価がされるような市民会議であろうというふうに思っております。その経過がホームページに載っていない。それがとても今私は残念です。こういったプロセスを愛西市の市民の方がお知りになれば、きっと元気も出るだろうし、愛西市、合併してよかったなということにもなっていくと思います。ぜひ、大変だと思いますけれども、とりあえずは市民会議の部分だけでもきちんと載せていただいて、愛西市全体に発信をしていただきたいと思うのですが、その辺は無理でしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

先ほど前段の中でお答えをいたしておりますように、ホームページのスペースの問題もあると思います、はっきり申し上げて。すべてがすべて掲載できるというものでもございませんし。ただ、考え方といたしましては、先ほど私、申し上げましたように、市民会議の皆さん方の熱意といいますか、そういった趣旨を十分私ども酌んでおりますので、その一つの、できる限り範囲の中で市民の皆さん方に公開していきたいというふうには考えております。

#### ○5番（吉川三津子君）

今、1カ所でホームページの更新もされているようですけれども、各部署でそれぞれが更新できるような仕組みをぜひ構築していただいて、いろんな部署からいろんな情報が発信されるような、そんなことをぜひしていただきたいなというふうに思います。

それから最後に、市長のビジョンについてなんですが、来年度は195億円の枠で、むだなものはカットしながら195億円の枠の中でやっていくという答弁がございました。今はまだそういったことが可能だと思います。でも、次年度、その次という形になると、やはり決められた枠の中で何をやっていくのか、職員たちはどうカットしていくのか、その判断が必要になると思うんですけれども、その辺についてはどういった形でされるのか。私、東海市の方の事例を4年ぐらい前に勉強しました。フォーラム21のNPOセンターがコンサルをしていらっしゃるということは、東海市の事例がこの愛西市でも行われていくのだというふうに認識しているんですが、その辺はいかがでしょうか。よく似た形になっていくのでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

今、東海市の例を挙げて御質問があったわけですが、確かに取り組み方については、

いろいろ東海市も一つの取り組み方には勉強をさせていただいているのは事実です。東海市だけじゃなくて、県外になりますと三重県の伊賀市、あるいは一宮市も進めておみえになりますので、トータルの中で愛西市としてどういった形がいいのか、市民会議の皆さん方も指標づくりを進めていただいております。そういった中で、最終的に総合的に判断をしていきたいというふうに思っています。

#### ○5番（吉川三津子君）

今の市民会議というのは、よそがやっているような市民参加とは全く違うわけで、検討委員会に市民の人を加えて市民参加だと言っている、そんなものではないわけです。本当に自分たちの考えを押し殺して、アンケートの結果をまとめて市民ニーズをまとめ上げているのが今のまちづくり市民会議だというふうに思っております。

そういった中で、今、市民のニーズの優先順位がずうっとついてきているわけですので、これからは行革の中で、きっと市長も、毎年の枠組み、将来的な枠組み、将来的に公債比率はこれぐらいに抑えるべきだと、多分そろそろそういった数字も出さなければいけない時期になってきていると思います。そういった中で、市民会議のこういった指標をぜひ使いながら、より市民のニーズを反映した行政運営をしていただきたい、そんな思いがありますので、ぜひそういったことも検討に入れながら進めていっていただきたいと思います。それは私の希望でありますので、よろしくお願いいたします。

最後に、このまちづくり市民会議が行ったアンケート調査というのは、昨日も部長の方から答弁があったように、回収率が大変高いものです。大変答えやすいアンケート、大変分厚い、項目の多いアンケートなんですが、たくさんの回収率がありました。その中には、巡回バスについてのものもあります。その中に巡回バスについての指針も書かれています。お年寄りが行きたいというところに行けるような交通機関が欲しいとか、地域をつないだ、公共機関の不便の解消になるような、そんなものが欲しい、そんなことがこういうところに書かれているわけです。こういったものと巡回バスのアンケートと矛盾が出てきているようなことはないでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

決してないと思っております。その辺は私どもも踏まえて、今後の中でやっていきたいと思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

私、このアンケートというのは、いろんな部分において、各部署で今からでも活用ができるものであるというふうに思っています。ぜひ各部署で目を通していただきながら、活用していただくことも検討していただきたいということと、巡回バスにおいては、私も先日、富山市の方に行ってまいりました。富山市の方では、鉄道の駅を拠点にバスが走ったり、人口密度の少ないところは乗合タクシーということで、いろんな形態のものが駅を拠点に、ですから鉄道とバスを使った地域の交通網がつくられておりました。それも国土交通省の実験事業ということで、実験事業だから、その後、変更も割にしやすいということで、そんな形で進められており

ました。そういった例もあちこちにありますので、ぜひ巡回バスの方の検討委員会でも、各地域のそういった情報も取り入れながら進めていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

これで5番・吉川三津子議員の質問を終わります。

これにて、2日間にわたる一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月22日午前10時より再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後6時05分 散会